

撫烟西炭坑細則ニ関スル第廿面會議録

(八月四日全委員出席)

陸路通商章程適用ノ件

我曰、冒裏ニ第ニ條第ニ項韓國輸送ノ石炭ニ付總稅務司
照會シ置キトコトナリシガ其後如何ナル回答アリシヤ

彼曰、返事來レリ右張家口ヲ通過スル貨物ニシテ適用
其他ハ決シテ該陸路章程ヲ適用セズ

我曰、同ノ處ニヨリ他ニモ該陸路章程即輸出稅ノ二分
一課稅ニ均霑スル處アリト云フガ如何ニヤ

彼曰、否該陸路章程ハ張家口通過ノ貨物ノニ限リ
其他ハ別ニ規定スル處アリ即緬甸安南西北利亞等

南滿洲鐵道株式會社

各異ナル章程ニテリテ張家口章程ハ此處一個所限リ
我曰、條約ハ張家口一ヶ處ニ限ルハ記シテラス

彼曰、條約ハ張家口ヲ通過スルモノトアリ其他滿洲里等
ニ之ヲ引用スルコトナレ

我曰、其他條約ニ課稅幾何トナリ居シヤ
彼曰、其事ハ承知セズ尋ネ見

我曰、夫ハ引用出來ルヤ否ヤ
彼曰、何レ鴨綠江架橋ヲ了ルハ物資ノ出入頻繁トナシ

為メ自ラ別ニ章程ヲ定ムラハコトハ思フ併如何ナル形式
如何ナル方法ヲ以テセラルヤハ未ダ知ル能ハス

我曰、架橋工事ヲ終リ相互交通スレバ石炭ニ陸路章程

ハ一公一課スルト云フコトヲ記入シテ如何ヤ
彼曰ク輸出税ハ陸路章程引用ハ我權限外ナリ兩國政府ノ
定ムルモノ取テ輸出税ニ分一ニ分一ニ規定スルハ如何ナル權限ニ
依ルカ如何ナル命令ニ依リテ責メラレシ故ニ此權限外コトハ我
カ議決スル能ハサル處ナリ

我曰ク總テ本案ヲ議スルハ各自兩國ノ代表セルナリ而シテ各
政府ノ認可ヲ受ケル亦同シ而シテ石炭以外ノ品モ陸路章
程ヲ定ムルノ必要アルカ故大體陸路章程規定出果スル迄
トレテ本課税ヲ定メテ如何

彼曰ク輸出税ニ分一ト云フコトヲ茲ニ定レ先例ヲ用テ能ハ
中央政府ノ於テ之ヲ認可スヘキ旨ナレ

南滿洲鐵道株式會社

我曰ク貴説ハ張家口ヲ通過スル以外ノ物資ニ對シテ此章
程依ル能ハスト云ハルモ我ハ最惠ニ均價ニシテ尚コノ思慮ニ
浴スルコトヲ得ト解釋ス故ニ此條項ヲ茲ニ決定スル能ハスト
ナラバ北京政府ハ抗議セヨト如何
彼曰ク自今ヨリ政府ハ例ノトスルハ貴説ハ張家口ヲ通過スル
石炭ヲ張家口通過ニモト同一課税ニセヨトノ意カ或ハ別
章程ヲ設テ吳レトノ意カ

我曰ク輸出税ニ分一ト云フハ最惠輸出税ヲ通用スル
ナリト信々中俄陸路通商章程依ル旨ヲ記載スルノ可
不レ我ハ聞スル取テアラサルモ免レ自拉煩厭ハ其最惠ニ均
價ニシ度ニト云フコトナリ

彼曰、御考ハサル事ナリ、我方張家口ノ制限リタル章程ヲ他
 引用スル能ハ既ニ密商ニ於テモ張家口以外ハ通用スルニ
 アラズ、又シテ貴方ニハ是ニ先例ト云ハルハ先例ナキモ、新設
 ケテ先例ヲ設クルモノナリ
 我曰、張家口ノ陸路ノ章程ヲ他ニ引用セバト云フハ該章程ニ
 記載ナキモ、アラズ、故ニ韓国輸送ノモノモ最低ノモノヲ引用シテ敢
 テ不可ナキニアラズヤ
 彼曰、引用スルヲ得ハ是迄、滿洲里等ニ引用セラルシナランニ張家
 口ノ限リハ、他ニ之ヲ引用スルノ先例ナキニアラズヤ
 我曰、韓国輸送ニ對シテハ、何レヲ引用セラルモ考ナシヤ
 彼曰、我々一個人ノ考ニテハ、滿洲里ヲ引用スルハ正當ト思フ
 〇
 南滿洲鐵道株式會社
 〇
 我曰、雖モ中央政府ノ意見ノ別キタル上、テハ決定ニ難シ
 我曰、滿洲里ニ如何ナルヤ
 彼曰、如何人取調ニテ答ヘン
 我曰、然ラハ貴國稅關ハ如何ナル章程ヲ我德煩炭ニ通
 用シテ宜キヤト云フニ付、採擇ニ惑ハシ
 又曰、昨年ノ協約ニ最低ノ依リテ課税ストアリ、是ニ張家
 口ヲ指定スルモノニアラズヤ、然ラザレバ最低ナル言ニ據ラサルトナル
 ニアラズヤ
 彼曰、若シ稅關ニ於テ感ヲカ、如キコトアラバ普通ノ出口稅ニ
 據ラハ可ナラズヤ
 我曰、出口ニテ陸路輸送ナリ

備考 彼黙ス

我曰、貴説、如クナレバ無税トナリ、海ヨリ出ル出口ニテモ、張家口
附近ノ章程ヲモ引用セバ、將々又南清地方、英清、法佛、
ノ條約ニモ、便ヲトセバ、結局通用スヘキ章程ナリトナリ、無税
ト云フ、歸スルニテ、アラスカ、如クモ、將來紛糾、根柢ヲ残スベキナリ

備考 彼尚黙ス

我曰、昨年、俄約、最惠ニテ、課税スベキアリ、又三十九年一月北京
條約、附屬條約、第十條ニ於テ、滿韓貿易ノ間ニテ、最惠
ノ税率、均等ニスル、此ニ個條約ニ依リ、他ノ物資、暫ク別トシ、
ノ撫順、秦、蘭、シ、課税ニ付テ、相互決定スヘキ權限アリ、又
義務アルモ、思フ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰、我考、張家口ニ限レ、貴國ニ引用セバ、他、英佛露、ト皆
ナリ、引用ヲ迫ラン、併シ撫順、炭、村、シ、何レヲ引用シ、直數カラ、政
府、相談、其、因答、得テ、答、シ、故、此、議、措キ、他、議、セン

我曰、日本、主張、最惠ニ、便、ト、ア、レ、ハ、張家口、ノ、章程、ヲ、引用、セン
ト、シ、主張、ス、此、最惠、即チ、最低、税率、ノ、以上、低、率、モ、シ、他、身
出、ス、ト、能、ハ、サル、故、コ、引、用、ヲ、主張、ス、ル、モ、ナ、レ、ハ、此、義、篤、ト、承、知、ア、リ、度、シ
彼曰、此、ニ、分、ニ、就、テ、ハ、決、シ、テ、同意、ス、ル、能、ハ、ス、ト、ノ、命令、アリ、シ、レ、ハ
再、シ、之、リ、同、チ、言、ス、ト、能、ハ、ス、強、ク、シ、テ、主張、セ、ラ、ル、レ、ハ、直接、貴國、ノ、公
使、ヨリ、北京、政府、ニ、御、相談、ア、リ、度、シ

我曰、果シテ、然、ラ、貴政府、ノ、命令、協約、違反、ナリ、若シ、貴政
府、命令、ナリ、ト、モ、一、應、公、使、ノ、稟、申、セ、レ、テ、ト、モ、此、如、キ、ト、ハ、決、シ、テ、有

得ばさるるに於て取上り能は
彼曰く引用し得るモノハ引用セントレ既露國滿洲里
之均價スル能く別之章程ヲ作レルにアラカ日本對シテ
之引用セバ各國カ之リ由レハ明瞭ナリ該二途課税張家
口專章モノナリ他引用ヲ許サズコト他ヲ引用セントセハ決シテ
規約遠及ト云フヤカラス

我曰く出港税百斤四メースハ貴國原定税率ナリ各他
炭坑其邊重課税ヲ輕減セント上奏シ一噸一錢税ノ
裁下り得ルナリ故一噸一錢出口税ハ開平臨城井陘等炭
ヲ限リタル石炭ニ適用スル税率ルモ存同極順炭均價セ
シムルコトナリシニアテヌヤ然ラハ則テ張家口ヲ限ル章程ヲ



南滿洲鐵道株式會社

極順炭陸送ニ引用スル故テ妨ナキニアラスヤ殊安南緬甸
等ニ於ケルモノガ引用スルトモ是レ以下ノ低率ナリト雖モ此等ノ
事情大專ルリ次之ヲ引用セント主張スル然レモ張家口ハ
地方ハ状況相同シキヲ以テ之ヲ引用セントス實ニ公平ナル提議
ナリト思フ

彼曰く南清ハ決シテ露國ニ對スルモノヨリモ低率ニテス
我曰く英清陸路章程ハ緬甸ニ於ケル米法國ニ於ケル塩
ヲ除ケル總テ無税ナリ

彼曰く出口メースハ既ニ例ニナレハ之ニ依ルモノナラ
路ヨリスルモノヲ張家口ニ振リテ定ムルハ絶對不可ナリ



又曰、緬甸に於て米塩、外に對し免稅云々、ハ明文アリ
我曰、明文アリ、元來北京に於て稅約、際最低トセル陸
ハ張家口に依り海にメーストスル、ハ既、兩國委員、頭
ニ、當然決定、居レモ、ナラント信ス

彼曰、否、他に引用スルヲ得、故致方、レ
我曰、總テ、章程、他に引用スルヲ得、規定セルモノ、ナシ、出口
一メ、スニ付テモ、上奏、裁可、上宣、コレモ、ニ、我ハ、今此、出口、稅ヲ
引用セルニアラスヤ

彼曰、露國、他地方、平均、價、セ、サル、ヲ、見、至、既
ニ、均、價、ノ、出、果、ヤ、ル、明、ナリ
我曰、此、事、ハ、頗、ル、疑、ヒ、リ、露、國、ハ、他、ト、之、ヲ、引用、シ、ク、アル、ヤ



南滿洲鐵道株式會社

モ、知、ル、カ、ラ、ス、

彼曰、滿洲里、例、見、テ、明、カ、ナ、ル、ヤ

我曰、カ、ライ、ノ、邊、石、炭、輸、出、稅、之、情、境、ヲ、起、シ、西
比、利、亞、行、ク、ト、云、フ、コ、ト、ア、ル、ヤ

彼曰、明文、アリ、ヤ

我曰、明文、ハ、ナ、シ

彼曰、明文、ハ、ナ、シ、ハ、之、ヲ、論、ス、價、値、ナ、ク、ン

我曰、韓、領、土、架、橋、之、近、キ、將、來、完、成、ス、ハ、直、チ、此、ト、同
題、起、ル、ヤ、必、キ、也、我、ハ、貴、方、ノ、主、張、ヲ、答、ル、能、ハ、貴、方、ハ、我

要、求、リ、キ、ト、シ、テ、シ、カ、大、ニ、困、難、ノ、時、期、來、レ、ハ、且、我、極、力、以、テ、
輸、出、稅、ヲ、拂、ヒ、又、韓、國、ノ、輸、入、稅、ヲ、納、メ、ヤ、ル、ハ、カ、ク、ヤ、ル、境、過、リ

察せし是非二か一税と賛成とを以て望み

彼曰く一應中央政府の意見に同意せしむるに云々、件は如何なるに能はん
既し政府の命令に服すべし

我曰く我の陸路章程を援て二か一、例は均等なるに余命り受て
たり然し命令に再々同意する能はんやと云々の水榭論に於て到底
一致する能はんやと云ふべし

彼曰く貴説は二か一主張すは結局一致せしむべし

我曰く政府の同意せしむ

彼曰く何れ政府の同意せしむれば二か一課税は如何なる者、單に個
陸路章程に於て如何なる

我曰く其際何故張家口に例を引用する能はんやと云ふ理由を



南滿洲鐵道株式會社

併し問はし度し

又曰く何れ章程を援て之を引用するに宜しと云ふ文字にキエラスヤ

彼曰く貴總領事の立場に於て其理由を問はし得べし我は其位
置に於て決して斯く如き質問を致さる能はんやと云ふ

我曰く否、先刻と同く如何なる章程を引用し出来しかば張
家口に限り之を禁ずるに可し、然るに貴政府に於て或は深き理由

を存せしむらん故に之を如何に度し果ては我方の主張を無理とし
處に於て之を如何に用ふ能はんやと云ふ政府の命令に於て二天張

ニテハ我方も其意を存せしむる處に解せしむる若し故に詳細の理
由を知りし

彼曰く理由に云ふは專章に於て之を北京政府に再々三々同意せし

專章ノ一、回答ノ得、專章即ノ理由、一、他、之ヲ引用、
処ナレモ亦理由ニナリ

我曰、我條約ヲ調アル、最低、張家口、我方ハ、法露間、
如何モ密約、アル、知、我方ハ、其密約、知、ハ、足、

彼曰、清露、張家口、於、條約、別、密約、アル、唯、專
章、アル、而、露國、之、利、用、アル、

又曰、此、條約、ハ、之、改正、アル、將、又、現今、之、行、アル、
明、ナ、

我曰、此、事、鬼、用、北京、政府、相、禁、口、シ、我、方、
返、事、次、分、子、考、ル、處、ナ、

彼曰、先、刻、言、ヒ、如、ク、
南滿洲鐵道株式會社

警 察 權 限 問 題

我曰、梅、順、警、察、案、問、題、
ノ、感、為、
意、外、ナ、

昨年、交、渉、使、
タ、ル、
集、中、
回、政、府、
ハ、サ、

彼曰、
ハ、シ、
第、一、
東、清、
鐵、道、

ハ、シ、
第、一、
東、清、
鐵、道、

幹線ト同一視スルヲ能ハルナリ 第二將来日本人集中益
甚シキハ故警察寮ヲ撤スルコト能ハズトセラルルハ今後合辦等ヨリ
鑛山起ル毎ニ貴國警察寮ヲ置クコトナラン我ハ此ノ理由ノ同意
スル事能ハルナリ

我曰ク 警察寮コトハ細則ヨリ除カレトナヤ
彼曰ク 此ハ細則ノ別トスルハ善支ナシ保シテ田ノ會議ニ於テ
我々之ヲ議セント欲ス

我曰ク 鐵道附屬地警察寮コトハ實ニ大問題ヲ持ツ出カレルモ
ナリ附屬地警察寮コトハ東清鐵道ニ許サズト云ハルモ該鐵
道條約佛文第六條ニ條對獨白ノ行政權ヲ有スアリ即チ
課稅權ニ警察權其他ノ行政權ヲ東清鐵道ニ與ハアリキ



南滿洲鐵道株式會社

明ナリ

思フニ交渉便ハ右條約文ヲ佛文ニ據ラズテ言語ノ本譯文ヲ見ラ
レシテラシキ本文即チ佛文ニ我々言ハル如ク明文アリサレハ交渉便義
論ニ誤レリト言ハルヲ得ナ

彼曰ク 兎モ角警察寮問題ハ後廻トセン而チ佛文コトハ取
調ハ置クコトスベシ

我曰ク可ナリ

税金問題

彼曰ク 第一條ヨリ順チ追フテハ第二條ニ入ルニ逆ニ歸ル
第一條ヨリ議シテ可ナリヤ

我曰ク可ナリ

彼曰ノ第一條、他、他、他、可ナルモ唯、原價ニ就テ、御決意如何
我曰ノ、本社トモ相談セリ出炭二千噸位、ハ貴説一兩ニテ故
不償トス、現今二千ニ三百噸、出炭ニテ一兩三錢、内外、原價ト
ナレナリ、然レモ七千噸、出炭、近キ將來、ナリ、取、取、取、取、因
リテ、進、進、進、進、一、万噸、モ、出、出、出、出、考、考、考、考、於、於、於、於、之、之、之、之、他、他、他、他、此
較、較、較、較、課、課、課、課、税、税、税、税、セ、セ、セ、セ、ラ、ラ、ラ、ラ、ハ、ハ、ハ、ハ、當、當、當、當、方、方、方、方、忍、忍、忍、忍、能、能、能、能、ハ、ハ、ハ、ハ、處、處、處、處、テ、テ、テ、テ、故、故、故、故、將、將、將、將、未、未、未、未、出、出、出、出、炭
ヲ、見、見、見、見、越、越、越、越、テ、テ、テ、テ、思、思、思、思、フ、フ、フ、フ、殊、殊、殊、殊、毎、毎、毎、毎、期、期、期、期、三、三、三、三、月、月、月、月、九、九、九、九、月、月、月、月、決、決、決、決、算、算、算、算、ヲ、ヲ、ヲ、ヲ、以、以、以、以、定、定、定、定、
ム、原、原、原、原、價、價、價、價、ハ、ハ、ハ、ハ、依、依、依、依、ル、ル、コ、コ、ト、ト、ハ、ハ、相、相、相、相、互、互、互、互、便、便、便、便、リ、リ、信、信、信、信、ス、ス、能、能、能、能、モ、モ、貴、貴、貴、貴、方、方、於、於、テ、テ、不、不、安、安
ヲ、感、感、感、感、ス、ス、ラ、ラ、ル、ル、カ、カ、故、故、五、五、千、千、噸、噸、迄、迄、全、全、全、全、産、産、産、産、出、出、出、出、五、五、千、千、噸、噸、ヲ、ヲ、起、起、起、起、退、退、退、退、ハ、ハ、奉、奉、奉、奉、票、票
一、元、ト、ト、セ、セ、ン、ン



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク、原價ヲ三、九月、決算、ヲ、以、以、定、定、ム、コ、コ、ト、ト、同、同、意、意、ス、ス、ル、ル、能、能、ハ、ハ、ス、ス
一、兩、ノ、コ、コ、ト、ト、モ、モ、總、總、督、督、於、於、テ、テ、可、可、ト、ト、ス、ス、ル、ル、ヤ、ヤ、疑、疑、レ、レ、シ、シ、況、況、シ、シ、マ、マ、貴、貴、説、説、一、元、ノ、ノ、ヤ、ヤ
本、本、社、社、於、於、テ、テ、五、五、千、千、噸、噸、内、内、外、外、リ、リ、区、区、別、別、ニ、ニ、テ、テ、一、一、元、元、ト、ト、ス、ス、ル、ル、意、意、見、見、ハ、ハ、總、總
督、督、於、於、テ、テ、決、決、定、定、サ、サ、ル、ル、事、事、ト、ト、ス、ス、ル、ル、最、最、最、最、後、後、模、模、模、模、議、議、セ、セ、シ、シ、石、石、炭、炭、現、現、品、品、納、納
税、税、ト、ト、テ、テ、如、如、何、何、コ、コ、レ、レ、總、總、督、督、意、意、見、見、ナ、ナ、レ、レ、ハ、ハ、可、可、ナ、ナ、ラ、ラ、ズ、ズ、ヤ、ヤ

我曰ク、現品課税ニ就テ、本社、亦、今、モ、シ、シ、リ、併、併、シ、シ、之、之、ハ、ハ、同、同、意、意、ス、ス
レ、能、能、ハ、ハ、コ、コ、ト、ト、坑、坑、口、口、原、原、價、價、百、百、分、分、五、五、ト、ト、シ、シ、テ、テ、定、定、メ、メ、ン、ン、ト、ト、ハ、ハ、本、本、社、社、の、の、主、主、張、張、ス、ス、ル、ル、處、處
ナ、ナ、リ、而、而、シ、シ、坑、坑、口、口、原、原、價、價、百、百、分、分、五、五、ハ、ハ、他、他、レ、レ、先、先、例、例、モ、モ、ア、ア、リ、リ、決、決、シ、シ、不、不、償、償、ノ、ノ、主、主、張、張、ニ、ニ、ア、ア、テ、テ、ス、ス
ト、思、思、フ、フ

彼曰ク、貴案ニ據ルルハ、將來、此、度、始、議、ヲ、起、ス、故、之、ヲ、避、
クル、為、メ、原、原、價、價、一、一、定、定、セ、セ、ン、ン、ト、ト、思、思、フ、フ、現、現、今、今、ノ、ノ、原、原、價、價、一、一、圓、圓、ニ、ニ、三、三、十、十、錢、錢、ト、ト、云、云、
ル、モ、實、實、際、際、ハ、ハ、是、是、レ、レ、以、以、上、上、ト、ト、他、他、ヲ、ヲ、シ、シ、テ、テ、我、我、方、方、最、最、進、進、是、是、以、以、原、原

價一定の現不納付カ其ノ一ヲ撰ク外貴説ニ應ジ難シ
我曰ク將來紛議ヲ起スル恐慮ニ致セカラン貴方ハ帳簿ヲ秘密
ニシテ出炭ノ偽ラシクシテ恐ヒラセト思フ併ニ我カ極順炭坑ハ決シテ
左ノコトヲ入令社ノ會計ナラ極メテ精確ナリ

奉天ノ極順ハ接近セリ尚又貴方ノ官使リ炭坑ニ派セラルト
セハ何ソ斯クノ如クアラン而シテ我ハ帳簿ヲ閱覽具他總シノ
便利ヲ謀ルベシハ貴説ノ如ク心配アリナシ

又曰ク現今ハ原價一円ニシテ錢ニシテ標準トシテ納税スル
モ敢テ著シカラスト雖モ漸々出炭増加スルニ伴ヒ下ニ落スル
ハ明白ナリ

彼曰ク現存ノ原價一円ニシテ錢カ既ニ疑ヒアルコトヲ知ヤ故
ニ定説カ現不納税説カニ為サ

南滿洲鐵道株式會社

我曰ク我カ計算ハ決シテ偽リナシ大會社ノ計算ハ偽リナ
シテ事業ヲ整理スルニ能ハス石炭ノ原價ハ已ニ會社總裁
カ總令ニ於テ薄税ニシテ決シテ不精確ノモノニアラン

又曰ク金茂園奉天原價元ニ付キ餘リ安キト夫スルト思
ハルモ決シテ整理ナラズ然レトモ我炭坑ハ大規模ニシテ大
坑東郷坑ノ如クハ一坑ニテ一日二千五百噸ヨリ三千噸ヲ出炭ス
カ如ク機械力ヲ應用スルコトナシハ我説ハ決シテ安キトスル言
ニアラザルナリ

彼曰ク金茂園奉天銀一元ニ總督ニ於テ同意トシテ
炭坑ノ大規模ナルハ既ニ熟知スレドモ一兩スラ總督ニ於テ

安キ失ストセラル、如何センザルコソ總督ハ別ニ一方法トテ現品納税
ノコトヲ以テセラシメリ何レモ相立ノ懸問餘ノ遠キアラス何卒ニテ相
談リ煙々度シ

我曰ク一兩トセハ五分ニアラス六分以上七分ニ相成ス尤モ現今ニハ或
ハ五分ニ相當センモ將來ニテ考ヘラレ度シ

彼曰ク然ラハ石炭ヲ受ケン
我曰ク夫レハ先日申シタルカ如ク應カク能ハス本社ニ於テモ絶對
ニ同意スルコト能ハス

彼曰ク今一兩ト定ムルモ總督ニ於テ同意スルヤ否不明ナリ總
督ハ尚更ニ様考ヘラレナリ先キ目ト一兩ニ相當スト云ハシタリ
現在據ルニ一兩ト定メ置テ如何否ラサレハ現品納税トシ



南滿洲鐵道株式會社

我曰ク退リ祁氏買炭ノ事ナリ話ハ本社ニ相談シ置テリ御
使用ノ分ニ限リ程々便宜ヲ謀ルシ係レシ之ヲ一人ノ願シ
下キ様ニ願ヒタシ斯クスレバ即チ貴方取テ現品納税ヲ望ム
ニ要ナクラン

彼曰ク石炭ヲ納メラリ時別ニ安ク購フニ必要ナレ茲ニ總督
ノ言ニ依リ原價ヲ定メテ五千噸以内金貳圓五千噸以上一
兩トセントコトナリ

我曰ク第六條釐金ヲ課セザルコトヲ確定スルハハ原價ニ就テモ
考ヘ見ン

彼曰ク一個條々定マン

我曰ク釐金ハ絶對ニ納メズ他ニ釐金課セザル先例



アリ之ヲ決定セラルハ又一條ニ就テモ忍ブ處アリ
彼曰ク第一條ニ付別ニ利益ヲ獲タル決ミアス故ニ六條ヲ直ニ
譲テ能ハス

我曰ク第六條ヲ讓ルトキハ第一條ニ在テ多ク譲ラン
彼曰ク一應計算比較ノ上テハ吾ハ吾ハ難シ

我曰ク極限炭ノ釐金ヲ約シ處僅ニ伊通州ニ蓋平位ナリ
然レ全股ニ對シ釐金ノ一ヲ云ハルハ甚ク當リ得ス

彼曰ク釐金ハ且此トモ要求スルヲスレ比之ニ代フテ相談ヲ致
シ度シ

我曰ク現在債主ハ會社ニ敢テ苦痛ヲ感ゼス
彼曰ク現在將乘釐金問題ハ現ハクオラシ釐金局ノ有シ



南滿洲鐵道株式會社

處總テ釐金ヲ徵收ス考テ故ニ會社ハ相當ノ釐金ヲ納
ムレトシテ決定ス如何

我曰ク業ニ條テ全然見認シテ第一條ニ於テハ我ヲ忍ビ得ル
ヲ忍ビテ相談ス

彼曰ク我計算上割合ハ一兩以上トシテモ釐金ヲ得ルニ勝ル
我曰ク釐金ニヨリ云々モ我ハ決シテ釐金ヲ納メザル

彼曰ク釐金ハ且州トハ言ハス然レトモ他坑形ノ例ニ據ルハ自
之ヲ出サレクコトナリ

我曰ク彼ノ釐金ハ山元ニテ納ルコトモ石炭カ僻村ニ送ラ
トモカ極限用平或ハ何或ハ何ト々之ヲ指定スルヲ得ル
彼曰ク是ハ實ニ易クナリ各地送炭ニ西亦テ異ラハ認

セザルコトナシ

我曰ク最初ノ炭運地ニ於テハ煤ノ多ク明ナランモ轉運ノ割セラルトモハ
終ニ何レノ石炭ナルヤヲ知ル能ハサルベシ

彼曰ク山元ニテ釐金ヲ納ルルト決セバ各地ニ命令シテ採炭ノ限額
金ヲ徴セザル採炭セシ故ニ差支ルナレ現ニ同平炭ノ如キモ之ニ付未
タ争論ノ起リシコトナシ

我曰ク釐金ノ弊ハ吾國已ニ之ヲ認メテ之ヲ撤去シ居リ故ニ
今更釐金ヲ就テ争ハズ第六条ヲ見認シテ其代リ會社ニ奮發
シテ原價ニ就テ讓リシテ而シテ速カニ此價ニ付如何
彼曰ク原價ハ何程カ

我曰ク原價ヲ上ル時釐金ヲ撤廢スルベシ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク相當シバ撤廢セン

我曰ク撤廢スルベシハ相談ヲ為シ元來釐金云々トハ夢想
ヲモセバ處ナシト過日貴方ヨリノ提言ニテ實ハ難シクナリ

彼曰ク我方ニテ釐金コトハ一切氣附カザリレモ貴業ニ在リ見テ
始メテ覺ラシテ

我曰クサレバ我ハ自致セシ均シ

彼曰ク釐金ヲ撤去シ原價ヲ高シトシテ賛成スルニテ釐金ハ
六分ナリ原價ノ百分ノ十一ノ納税トセラルカ然レハ直ニ同意セシ

我曰ク斯ノ如クハ釐金ヲ撤セザルモ同一ナリ我ハ釐金ヲ撤去シ
多少原價ヲ高メント云フニ在リ六分ノ釐金ヲ撤去シ原價ニ上レ
丈ノ増スル意ナラザルナリ貴方ニ於テ意ナアル處ヲ察セラレタシ

彼曰、第六條釐金撤廢ハ不満ノ感スレハ一條原價額ヲ例キ
カレ上明答ヘシ

我曰、其額ニ付テハ即冬出来ズルヤ

彼曰、計算上百分十二ニ相當ス併ニ相俵ノ上相當ノ處ニ折
合スコトヲ得んナラント信ス

我曰、僅々ニ之ケテ納税ノ例トナシ居ル釐金ノ撤スル爲メ出
炭全額ニ課税セラルハ會社ノ非常ニ迷惑スル處ナリ

彼曰、貴方ノ御決答ハ如何

我曰、懸隔甚シク第六條ヲ同意セラルナラハ貴説ニ從ヒ
出炭カ例令五千噸カ七千噸一萬噸トナルモ原價一兩トスルノ同意
セシ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰、一兩トシテ全額計算トナス釐金ハ百分六ナリ合シテ百分
十一トナル即チ二兩一メーストナルモノヲ釐金ヲ撤シテカク一兩ニケル全
ク同意シ難シ

我曰、一兩トハ非常ニ奮發ナリ

又曰、釐金ヲ輸出炭ニ課スル御考ヘテラシ併シ之ハ罷シ
輸出炭ハ皆テ除外ナルモノナリ此邊ハ充分知識ヲ考アリタリ

彼曰、御尤モナリ併シ我方モ百分十トハ謂ハサルモ一兩ニテハ總督
ニ於テ許サレテナリ而シテ釐金ヲ免シテ一兩トナス事ハ原價ノ上テ
タルノ感ナクモナシ

我曰、併シ二兩ハ四ニ十錢ニ相當ス一兩ニテ三十錢ノ上ニ付テトスレハ
實ハ實價ノ上テ方ナリ



又曰一兩と上カルヲ其モ本社同意スルヤ否疑ハシ然レモ之ヲ賛成
スル能ハスルハ一條ト別個ト議モ
彼曰ク第一條ヲ條ト併セ相換レニ一兩ト主張スルモ總督
ニ於テ同意モスレハ明ナリ我方ハ恰モ原價ハ從之可ク如クニシテ
釐金ノシテ撤スルト同シ感テ釐金ノ付同意モト将来ノ
責任モアルヲレハ隨分我方モ困難スレ故ト一條ト別
個ト議モ

我曰ク可ナリ別々ニセン

彼曰ク然ラハ第一條ト復ラシ然ラハ異議如何

我曰ク前陸陳述如シ五千噸ヲ區別シ一兩ト元ト志ス

又曰ク屢總督ヲ於テ之ヲ許ラシト云ハルモ總督ハ一日數百



南滿洲鐵道株式會社

噸ヲ出スル炭坑モ大規模炭坑ト原價ト同一視スル少クモナラシ

所謂素人考ヘテ重理ヲ御意見ヲ有ラシト思ハル

彼曰ク總督ハ原價一兩ト安キト共スルトセラル係レコレハ唯第一條

ニ付テナレハ同意ヲ得ルモ知ラナレハ亦一條ヲ含メテ同意

ヲ求ムト望キ可クモアラス更ニ御熟考アリタシ

又曰ク別ニ御考ヘナク一兩說ヲ固持スルニ於テ一途一致セ

ルニレ

我曰ク我レハ他ト考フルノ餘地ナレ

又曰ク時間モ餘程短縮シテハ散會セレ

又曰ク第一條ト遂ニ決定セラレザルカ

餘談

彼日貴親の多數、利益を得るにアツクヤ税金、付彼是云
ハズ一致せん様宜於御考ヘナキヤ
我日會社の多額、資金ヲ注ギ一期間百、二乃至四、利益
ヲ得ルに過ギズシテ恰と銀行の預金ヲ爲ス均シ然ルに炭坑ハ
貴國多數人民ヲ使役シ之ヲ勞カシ貴國人民ヨリ物資
ヲ購入ス故に國家經濟上貴國コソ非常大利益ヲ得ル
ルモノナリ

備考 厘棟ヲ免除スルは 貴國側ニ於テ非常困難ナリト

察セザル 免除シタル結果之ヲ實行スル責任重大ナ
ルヲ恐レルハナリ且從來各地方ニ於テ極煩弊ト重



南滿洲鐵道株式會社

指リ課セザリシモ將來釐金局在ル所ニ於テハ之ヲ
保セントスル考ヤ多ク如シ要スルに釐金撤廢ノ件ハ双方
ニ執リテ共ニ重大ナル問題ナリ故ニ次回ニ於テハ多少ノ緩
性ヲ拂フモ之ヲ撤廢後ノ同執セントス
陸路通商章程安奉線用途上ハ兩國政府ニテ放
貨物ノ付税商スルニ能ハクモナレハ我ハ右条ニ付見ハ
成主リ望ム要ナレ且右條商成之前ニ安奉線改築竣
切ニ韓國輸出貨ニ對シテ我ハ貴國ニ適用スルノ章
程ナレト云々在稅ノ主張スルヲ得バ此機會ニ於テ
之ヲ望ムルモ敢テ遲シセズ

日本警察問題ハ貴國側委員ニ於テハ必ズ成

主ヲ確信ト居ラサルモノ、如シ事ハ吾國委員ハ体面上
之ヲ主張シ居ルナラン



南滿洲鐵道株式會社

1-1811

0230

撫綏西炭坑細則・四三第十三回會議録
 (八月五日全委員出席)

釐金問題

我曰ク 昨日教會後吾々委員熟議、結果當方ニ於テ
 讓歩シ能フカテ讓歩スルニ決セリ
 茲ニ先づ個々置キ度キ釐金税ノ撤廃ナシ能フヤ否ヤ實
 ニ本問題ノ探炭税ヨリ重クシテ之カ存廢ハ炭坑關スル死活同
 題ナレバヤリ

彼曰ク 昨日御註ノ趣ヲ總督ニ上申セシ釐金税免除ノ
 コトタル頗ル重大ナル問題ナリ以テ容易ニ之ヲ諾スルヲ能ハスヤレ
 トモ之ガ撤廃ノ代價トシテ他ニ何カ有利ナル問題ヲ提供セラ
 四十三第 十二月二十日議録 南滿洲鐵道株式會社

ルルニ於テハ一考ヲセムトコトナリ

我曰ク 釐金免除ノ重大ナルコトナリ以テ之ヲ承諾セ
 ズルニ於テハ當方ニ於テモ重大ナル讓歩ヲ為スベシ

彼曰ク 條文上ノ記載シテ先例トモナル體裁ニテ免除スルコ
 トセム

我曰ク 昨日ノ張家口輸出同レク專章トモセバ可ナラム
 又曰ク 現今東三省ニ幾ヶ處ノ釐金局存在スルヤ

彼曰ク 一定キズ内地至レ處ニ在リ
 我曰ク 例令釐金局ノ所在地ニアラザルモ隨意ニ徵稅

スルコト得ルヤ
 彼曰ク 釐金局ノ所在地ノ之ニ限セリ



我曰ク 一省内ニ於テ一ノ釐金局ニ納税スル貨物ノ運送
 他ノ釐金局ニ於テハ納税ノ必要ナキヤ
 彼曰ク 然ラス例ハハ長江地方ニ於ケル如ク漕運ノ為メ徵
 税アリ或ハ一省ノ收税ノ為メ徵收スル地アリ又非物ニテ徵
 收スル地アリ區々シテ一定セス又一定限リト定メリ居ラス
 我曰ク 奉天省ハ釐金局ノ釐金局アリヤ
 彼曰ク 當省ニ釐金局ト稱スルモノナク稅捐局ト稱スルモ
 ノ二十餘個處アリ且各局ハナト稱スル數個ノ分局アリ
 貨物ノ出產地ト消費地ニ於テ税金ヲ徵收ス
 我曰ク 貨物ノ出產地ト消費地ノ兩地ニ於テ納税セバ
 輸送ノ途中ニ於テハ納税ノ義務ナキカ
 南滿洲鐵道株式會社



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 然リ

我曰ク 稅率ハ幾程ナルヤ

彼曰ク 詳ニ承知セザレモ消費地ニ於テ二分出產地ニ於
 テ一分ナラン此ノ外ニ票費ヲ徵收ス又同シ釐金ニモ吉林
 省ニ至ラハ一層多額ヲ徵收ス

我曰ク 場合ニ依リテハ釐金ヲ免除ストノ御旨ナラン
 當方ニ於テモ大讓歩ヲ為スコトニ其個條ヲ列挙セン

彼曰ク 釐金ヲ免除スル代リニ他ノ方法ニ於テ吾利
 益ヲ得ハラルル條件ナラン最モ之ヲ免除貴方ノ主張ニシテ
 徵收セントスルハ當方ノ主張ナリ故ニ撤廃ニ對シテ價
 値ノ充分價値アルモノナラバ免除スルモ可ナリ

我曰ク 先價值了ト信ズ實際懸引ナキ處ヲ速ニ
其範圍ハ一條ヨリ五條ニ至リ

即チ第一條ハ昨日ノ通り現口原價、且噸庫平ノ面トス
ルヲ承認シ第二條ノ二項ハ現口ノ陸路通商章
程ニ均霑スルコトヲ止メ代リトシテ東清鐵道條約第
條ヲ引用シテ三分ノ減輸出税ヲ適用スルコトヲ承認ス
ル第二條第三項ハ削除スルコトニ同意セン又第三條ノ
納期毎年二回トシテ四回トスベク第四條ハ船舶自用炭
免税ハ滿洲海峽ニ出入スル船舶ノみに適用シ其他
ノ海峽ニ於テハ船舶自用炭ハ納税スルコトヲ承諾スルニ
我最終ノ讓歩ナリ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 斯ク如キハ一見讓歩如ク見ユルモ實ハ然ラズ
即チ船舶自身使用ノ五噸ノ輸出税ヲ課スル外
軍艦ニ消費スル分ニ對シテモ亦全一ナリ加之華國各
海峽ニ於テハ船舶自用炭ノ數量ニ就キ一定ノ制限
ルヲ以テハ船舶自用炭ノ數量ニ就キ免稅ノ件ハ海峽
規則ニ違反ス

我曰ク 然ル船舶自用炭ノ五噸ニ對スル免稅ノ件ハ
海峽通商議定書ニ決定シ得サレナリ

彼曰ク 海峽ニ規則アリ之ヲ矢テ進シテ定ムトス
我曰ク 然ラ該規則ヲ科見セム

彼曰ク 船舶ノ仕向先ニテ其積込ム石炭ノ量ニ



定ノ制限アリ夫ガケテ各税トスルニテリ居レリ又輸入シタル石炭ヲ積込ムトキハ炭税ノ法アリ

我曰ク其規則ヲ拜見セム

彼曰ク唯今予許シテ追テ取寄ヌ可シ

我曰ク第六條ニ於テ釐金ヲ免除スルコトハ宜シキヤ

彼曰ク貴方ノ主張ハ公平ナリ然レモ第六條ノ釐金撤廢

ニ對スル讓歩ノ代價ト認メ難シ

我曰ク當方、於テハ能クカケ讓歩セシテ以テ最早讓歩餘餘地ナレ

彼曰ク釐金税ノ存廢ハ實ニ財政上大ニ關係ヲ有スルヲ以テ此点ニ就テ再考セヨク度シ



南滿洲鐵道株式會社

我曰ク我々我々最低限ナリ故ニ之ヲ承諾セラザルニ於テハ

或度滿鐵スルモ返シ決定スルコトナカラン一先ツ是レヲ措キ法

已問題ト付テ協議シテ如何

彼曰ク課税ノ範圍問題ハ區別シテ協議シ税金間

題ヲ終結シ度シ

一釐金ニ對シテハ出升税ヲ百分ノ五以上トシ尚坑口原價

ヲ一兩以上トスル

二報効銀トシテ釐金免除ノ代價ト當ルガケモノヲ得ルコトアリ

カレバ同意ト難シ

我曰ク釐金税ノ撤廢ハ此ノ如ク莫大ナル犧牲ヲ拂フテ迄

モ要求スルノ價値ナリテ以テ原案通シテ如何

彼曰 何レモ可ナリ

我曰 撫順炭炭路ハ主トシテ海外ニテ當佛修治線ニ於テハ我附居地ヲ主ナル販路トスルヲ以テ事實トシテ金ヲ課税シテ附居地ヲ馬車ヲ以テ石炭ヲ引取ルハ釐金ヲ課税スルトスルモ貴國人民ノ負擔ニシテ我合社ノ負擔トスル

彼曰 釐金免除ヲ主眼トセザル於テハ此儘ニ置キテハ如何

我曰 然レモ當方ニ於テハ他ノ石炭ト競争ス直ニ今後販賣上ニ於テハ新ノ協議ヲ避ケンガ為メ斯ク多大ノ讓歩ヲナシテ迄モ釐金ノ免除ヲ要求スベキ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰 然レ釐金ヲ課税スルトモ將東權ノ一面創起リ總領事又當交渉司ヲ煩スル多クハ勿論貴説御心モナシモ貴方ノ主張セラレタル讓歩ハ公平ニテ何モ相當ノ事ナモ釐金ノ代價ニ當ラス即チ釐金ヲ免除セザルモ斯クアムベキ筈ノモノナリ

我曰 吾等ハ交渉使ハ公平以下ニ讓歩セヨト云ヒニヤ

彼曰 公平以下ト云ハ第六條ヲ吾主張ノ如クシテ釐金ノ二字最除カレ度シ

我曰 釐金ノ二字最除キ即チ釐金ヲ負擔スルコトハ第一條第五條ヲ總テ改正セズ原案ノ儘ナリ

可ナラト云フナラハ我方一考ス可シ

彼曰ク 夫レハ兼知レ難シ

我曰ク 釐金徴収ノ趣今日ノ現状維持トシテ即チ

蓋平伊通抄ノ如キニテ所ニ止メ其他ニ於テハ徴収セサルトシ

其旨公文ヲ以テ通知シ要ケルコトヲ得ベキヤ

彼曰ク 不可ナリ此依約成立ニ各地ニ於テ釐金ヲ徴

収スル考アリ

我曰ク 前説ノ讓歩ヲ承諾セザレバ於テ他ノ讓歩ノ

餘地ナレ我ニ張ハ公平シテ道理アリ一應總督ト協

議セシメテ

彼曰ク 總督ニ抗議セリ即チ總督ノ意見トシテ協



南滿洲鐵道株式會社

金免除ニ對シ相當ノ代價ヲ求ムルハ免除スルモ可ナリトノコトナリ

併シ唯今ノ御話ニテハ讓歩ニ當ニス

我曰ク 原價ノ庫平一兩トスルコトヲ以テ非志ナレ

讓歩ニテラズテ値百抽ニ先例ヨリ出井税ヲ納ムルコト

五千噸ノ限リ一圓又一元トシ若クハ讓歩シテ庫平

一兩トスルコトヲ承諾スルコトナリ

彼曰ク 夫レ總督ニ於テ釐金ノ關係ヲ庫平一兩

相當ナル原價トセムルコトナリ

我曰ク 尚又出井税ノ納期ヲ毎年四回ト定ムルコト

次ニ第四條ニ大讓歩ヲ以テ清國ノ課稅權ノ及ビ海口

ニ出入ル船舶自體ノ消費品ニ對シテハ納稅品ニ課稅

權ノ及ハザル大運旅順等ノ船舶消費炭ニ對シテ
納税セザルトシテ第五條清國清官衙ノ需用スル石炭ニ對
シテモ納税シ且會社自用ニ供スル石炭數量ニ制限ス
ル

右ノ條件ニテ第六條ニ載テシ度シ

彼曰ク 第四條内地ヨリ國東海由入ルモノ如何

我曰ク 關東州ノ外國ト見做サルヤ

彼曰ク 支那ノ土代タルモノ月下日本ノ行政權ノ下ヨリ

故ニ洲外ヨリ洲内ニ入ルトキ即チ輸出ニス

我曰ク 清國產貨物國東海外ヨリ國東海由入ル

次チ他方ニ向テ輸出セルモノハ初チ保稅セルモノト協約



南滿洲鐵道株式會社

定ムル処ニシテ膠州灣ノ於テモ亦同シ

彼曰ク 以上ノ讓步ト云ルモノハ何レモ當然ノ事トシテ

少シモ真ノ讓步ニ當ラズ今少シク何等ノ代價ヲ得テ

金ヲ免除スルトシ度シ

我曰ク 五千噸迄一圓トシテ原價ノ讓步トシテ庫

平一兩トシテ此差額ノ金額ニ計算スル非常ノ大金ト

ナル

彼曰ク 一兩ニ付精査計算スルニ十年十萬兩ニ

收入ニ過ラズ總督一兩ニモ尚不賛成ニシテ奉天ノ市

價ニ噸八圓トシテ原價ノ尚高シト云ハルニ然レモ各負

ハ遠隔ノ地ニ於テ他ノ石炭ト競爭上比較安價ト有

○總督に上申し漸く原價の一兩トスルコトニ願ヒタリ

我曰ク 開平炭ノ原價ハ一兩半ナリ之ヲ金貨ニ換算スル一月半額以下ナリ今日ノ於テハ當古ノ主張ハ不當如ク見ユルモ將來五千噸ニ千噸出炭ノ概ヲ豫想スル者方ノ主張ハ決シテ不當ニラス

彼曰ク 御尤ナリ

我曰ク 毎年原價ノ據ニ實ニ公平ナリ其減意ハ察セシメ

彼曰ク 年二回原價ヲ定ムルハ同意シ難シ故ニ百令ノ五ノ石炭ヲ受ムル高方ノ主張ハ減意ナラズ此知ルニ故ニ一兩ノ主張ナリ為此以外ニ釐金ヲ免除スル

南滿洲鐵道株式會社

ノ貴方ノ主張ハ總督に上申シ難シ

我曰ク 唯後ニ用シ議柄ヲ互覆スルニシテ事ハ差ナシ貴方ニ於テハ熟考セシメ

彼曰ク 原價一兩ト陸路結出ニ二令一燧既ト共ニ至當ノ事ニシテ釐金代價ノ當ニス故ニ代價ノ相當ニ金ノ海ナシ

我曰ク 我々常業ニ一々理由ナリ之ヲ儘歩シテ陸路結出ニ二令一燧ノ如ク止ムニ一燧トスルコト同意ナリ

各々釐金ヲ免除トスルニ何程ノ金額ヲ要セシムルヤ
彼曰ク 釐金稅撤廢ハ非常ノ苦痛ノ事ナリ何トナ

往來ノ徵稅向、於予リコレノ概算ト共ニ收入ヲ減スル以テ
 之ガ填補ヲ總督衙門ニ要求シ苦情百出スルヲ
 我曰ク 釐金ハ何レノ收入トシヤ
 彼曰ク 各省ノ經費ニ充テスルヤ
 我曰ク 報効銀ニ充テ成事アリヤ
 彼曰ク 成案ナシ
 我曰ク 我撫順炭、主トシテ輸出スルヲ以テ釐金免
 除ヨリ受ケル利益ハ僅少ナリ
 彼曰ク 内地消費炭ヲニテ、一トシ即チ七十噸ノ三分
 一ニ對シ百合ノ六ヲ課稅スルハ五百兩トシ
 我曰ク 斯クハ如クシハ釐金ヲ出スニ若ク一方
 〇
 南滿洲鐵道株式會社
 〇
 我曰ク 釐金一トシ、悉ク釐金免除ノ代償トシテ、毎
 年若干報効銀ヲ總督ニ差上ケルト、并ニ會社ニ勸誘セ
 ハ出来得ル計ヲ計リ難シト信セラル
 彼曰ク 釐金免除ハ何者ヲ指スヤ
 我曰ク 清國全土ナリ
 彼曰ク 上海ニ於テ釐金アリヤ
 我曰ク ナシ
 彼曰ク 長江一帶開港場ニ釐金アリヤ
 我曰ク ナシ開港場、内地ノ輸入スルモノトキ、或ハ有
 ラム所ニ詳トセス

彼曰 漢口の石炭ヲ輸出セシメヤ
 我曰 詳カニ知ラズ試験的ニ輸出セラレムトラン
 但シ輸入税ヲ拂フ外釐金ナカセハシ
 彼曰 長江一帯ニ釐金ナク何故撤廃ヲ要求
 セルヤ
 我曰 東三省直隸等ニシテ故ナリ唯主義トシテ全国
 免除ノ事ヲ主張ス
 彼曰 天津ニ於テ如何
 我曰 唯輸入税ヲ支拂天津以外ニ運搬ス際ニ
 旧關稅アリ
 現在石炭ハ海口ニ於テ消費セムコト多ク内地ニ入ル
 僅少ナリ後テ石炭ニ對シテ釐金・幼稅類モ多ク之ハ
 彼曰 釐金免除ノ一ハ各省ト關係大ニ以テ總督ヨ
 リ詳ニ之ヲ撤廃ノ理由ヲ具シ北京政府ニ上申セザルハ
 カラス然レモ其理由ニシテ不確ニ云フコト各省ニ於テ反對
 ノ聲起ルニシテス政府ノ許可セザルベシ故ニ目前ニ速ヘシ如
 ク相當ノ利益ヲ與ヘラセシム
 我曰 需方ニ於テ免除ニ對シテ代價因ニ成案ナシ貴見如何
 彼曰 一日米價七十噸ニシテ對シテ釐金ヲ免除ス
 ルトトモ其金額五万圓ナシモ精シク計算スルアラハ申
 降下難シ



南滿洲鐵道株式會社

我曰ク 貴方ヨリ意見ヲ申出サレタレ今日決定セ
ザレバ明日モ可ナリ

彼曰ク 總督ニ上申シテ明日答ヘン

我曰ク 念、爲、一言、釐金、額、ト、全、額、ヲ、出、ス、コ、ト、サ、ハ
釐金免除、理由、ト、ナ、ス、故、ニ、相、當、シ、金、額、ヲ、申、出、サ、レ、タ、ル、

彼曰ク 一萬兩ト云フモ或ハ多額ト言ハレン

我曰ク 一萬兩、固、マ、リ、多、額、ナ、リ、原、價、ヲ、庫、平、一、兩、ト、ス、レ

トハ已ニ釐金免除ニ對スル代價ナリ

彼曰ク 會社自用炭ノ數量如何

我曰ク 山元消費炭及ヒ石炭運搬用燃料、ハ、一、日、算、シ、
一、日、セ、百、噸、ト、ス、同、年、炭、坑、一、ヶ、年、十、八、萬、噸、ノ、自、用、炭、ニ、比、ス



南滿洲鐵道株式會社

ヒハ少額ナリ

彼曰ク 清國諸官衙用ハ格外、割引セラルヤ

我曰ク 細則決定ニ上、確答セム、割引、率、ハ、必、ス、之、ヲ、ナ、ス、可、シ
本社、於、テ、モ、既、ニ、承、諾、セ、リ

彼曰ク 官用ハ割引、一、ヶ、年、如、何、ト、對、シ、テ、ナ、リ、ヤ

我曰ク 之、ニ、シ、テ、釐、金、免、除、ト、交、換、シ、テ、ハ、如、何、又、曰、ク 奉、天、省
一、年、官、用、炭、ハ、何、ト、シ、要、ス、ル、ヤ

彼曰ク 電燈廠造幣局等、合、テ、奉、天、於、テ、一、萬、噸、

位、我、曰、ク 課、税、問、題、ニ、就、テ、斯、ク、苦、痛、ヲ、喚、ベ、ラ、ル、ク、ニ、於、テ、ハ
他、ノ、問、題、ニ、付、テ、當、方、於、テ、此、ノ、讓、步、ヲ、為、ス、能、ハ、ス

撫烟兩山及坑細則ニ関スル第十四回會議録

(八月六日金委員出席)

釐金問題續キ

彼曰ク 昨日所話ノ概ヲ總督ニ上申セシニ貴方ノ主張セラル、讓歩ト云ハ唯公平ナリト云フニ止ルト申サレタリ元來釐金問題ノ奉天省一省ニ止ラズ直隸省、山東省等々ニ關係アルヲ以テ之ヲ撤度スルニスレバ必ズ直隸省山東省等々釐金ト同額ノ金額ヲ要求スルコトハ明ナリ貴省財政上ニ餘裕アラハ直ニ之ヲ應ジ得ラル、且固ヨリ餘裕ナシ執之ヲ各地方ニ割當テ徵收セサルニシテラカレトシテ大ニ困難スルニ貴方ニ於テモ再考セラレタレ

四十二年十二月二十日記錄一部受

南滿洲鐵道株式會社

我曰ク 現今ニ於テハ各地ニ於テ撫順、岫巖ニ釐金ヲ課セサルヲ以テ將來出炭多量トナリ從テ販路擴張スルニ夫ハ釐金ヲ徵收シ得ルニ希望アルト云フニ止マリ故テ現實ニ各省カ收入ヲ失ヒタルヲラカレバ如何カトナキ答ナラズヤ

彼曰ク 若シ釐金ヲ免除スルニハ奉天省ニ於テ困難ヲ感スルコトハ例ハ伊通砂ニ於テ年々二千屯ノ輸入アリトシ之レニ五分ノ釐金ヲ課スルニセバ年々釐金ニ於テの歳入トナル故ニ之カ免除ノ即チ歳入ノ不足ヲ来スヲ以テ必ズ苦情ヲ云フニシテ釐金ニ據ル歳入ハ年々ヨリテ一様ナラズト云モ今之ヲ免シ坎ヲ填補ヲ當衙門ヨリ為スル

要復寫

ハ彼等ハ種々ノ口實ヲ設ケテ實際不足額以上ノ金額ヲ要求スルヲ至ルベシ

我曰ク 抵代税ヲ支拂ヒシ貨物ノ支那内地ニ於テハ釐金ヲ免除セラルニニアラズヤ此場合ニ於テ各省ノ厘金ノ損失額ヲ總稅務司ニ要求スルコトナキニアラスヤ

彼曰ク 輸入税及子口半税ノ兩税ヲ支拂ヒシ貨物ノ該貨物ノ最初ノ目的地ニ達スル迄ハ釐金ヲ徵セラルコトナキニ目的地ヨリ更ラ内地ニ輸送セラル場合ニハ到ル處ニ釐金ヲ徵收セラルナリ

我曰ク 此ノ如キコトハ無キ筈ナリ

彼曰ク 自分ノ地方官時代ニシテハ徵收ヨリ現ニ各省ニ



南滿洲鐵道株式會社

於テハ輸入及子口半税ノ兩税ヲ支拂ヒシ貨物ヲ對シテ近キ釐金ヲ徵收シテアリ故ニ此等ノ貨物ヲ對シテ釐金ヲ課スルコト能ハズトモ各省ヨリ必ガ之ヲ代償ヲ總稅務司ニ要求スルナラム之レト今様ニ撫順炭ヲ對シテハ釐金ヲ課スルコト能クモ各省ヨリ必ガ之ヲ代償ヲ要求スルハ明ナリ

我曰ク 夫ハ誤解ナラム輸入及子口半税ノ兩税ヲ支拂ヒタル貨物ヲ對シテ支那内地ニ於テ釐金ヲ免除セラルコトハ清通商條約第百九十九條ニ徵レテ明ナリ

彼曰ク 條約上ニハ此ノ如キ規定アルニ實際ノ釐金ヲ徵シテアリ

我曰ク 此ノ如キ不法ノコトヲ為スヲ以テ常ラ大同類ヲ惹
起スナリ 若シ祁道台カ地方官時代ニ之ヲ徵收セリトモハ乃
チ不法ノ一ヲ為シタルナリ

彼曰ク 東三省運河章程ヲ據レバ鹽ト輸入税及子口半
税ヲ支拂フモ或ル期限ヲ經過セムトハ鹽金ヲ徵スルハ
アラズヤ

我曰ク 運河章程ハ各國公使之レヲ承認セバ現ニ日本商
人ノ之ヲ支拂フナルニアラズヤ

輸入税子口半税ノ兩税ヲ支拂ハシ鹽金ヲ徵收スルト能
ハルモ彼等ハ之カ代償ヲ總稅務司ニ要求セズ 總稅務司
對シテモ之レト等シク及令各省ヨリ要求スルモ之ニ應ス



南滿洲鐵道株式會社

ルノ必要ナカレハレ

彼曰ク 今吉林省ニ於テ鹽金ヲ免除スルトモ代償ト
シテ之レト同額ノ金額ヲ吉林省ニ分配セサルツカラズ 山東
其他ノ各省ニ於テ現在ノ總稅務司對シテ徵稅ノ事實ナ
キモ若シ將來ニ對シテモ鹽金ヲ免除スルトモハ今稅額ト
同額ノ金額ヲ欠損スルツトナルヲ以テ彼等シムルモ之カ代
償ヲ吾カ衙門ニ要求スルツト故ニ鹽金免除ニ関シ
テハ總督ノ相當ノ理由ヲ各省ニ通牒セサルツカラズ

我曰ク 總稅務司カ辨償セサルニ總督ニ限リテ之カ代償ヲ
出スノ理由ナシ

彼曰ク 事情カ比較出来ズ 總稅務司ハ中央政府ノ

命令ヲヨリ釐金ヲ免除スルヲ以テ各省之ヲ遵奉ス之レニ
及レテ今根據中ノ釐金免除ノ件ソ一總督ト相談ナリ
總督ト中央政府トハ比較ニナラズ故ニ各省ニ對シテハ必
ズ免除ニ對スル代償ヲ支拂フナルヲカラズ

我曰ク 總督^稅司ノ中央政府ノ命令ヲヨリ釐金ヲ免除
スルハ勿論ノトナルモ總督モ亦中央政府ノ命令ヲヨリ昨年
九月四日ノ滿洲條約ノ結果日本當方ト談判セラレハニ
アラスヤ吾人委員トテモ今據中^稅國政府ノ命令ヲ奉セ
リ總稅務司ノ權限モ總督ノ權限モ本ハ皆中央政府
ヨリ出チ今一ノモトナリ



南滿洲鐵道株式會社

督ヨリノ願出シヨリテ免除ス其ノ免除ノ性質ヲ異ニスルハ
明カラサヤ

我曰ク 尚議論ヲ續クルモ無益ナレバ止ムン免^稅南
釐金ヲ免除スレバ歲入不足セラ故ニ條約上ニシテ釐金
ヲ課セザル^稅ト^稅別^稅ラ何程^稅ノ金額ヲ納付スルト云フ狀
ノ傳談ハ如何

彼曰ク 何程ナリヤ
我曰ク 朱少滿^稅ニハ相談セザルモ寄附金トカモ云フ
名目ニテ裁程^稅ノ金額ヲ納付セムトノ談ナリ固^稅多
額^稅ノ傳免ナリ

彼曰ク 金額僅少ナラハ吾人方ニ於テ應^稅スルハ^稅者

方ノ要求ラシテ多額ナリハ貴方之レニ應セラルトモ故テ其ノ金額多少ノ範圍ハ何ニヨリテ標準トスハナキ

我曰ク 貴方ニ標準ナシ

彼曰ク 報効銀ナリ貯蓄金ナリ名目ハ何ニモヨ一年ニ數程ト一定ノ額ヲ定ムルヤ又出炭ノ額ヲヨリテ之レヲ定ム毎年其ノ額ヲ異ニスルカ

我曰ク 現在撫順炭カ支拂トシテ貯蓄金金額ト金額ヲテハ如何

彼曰ク 現在裁程支拂ナキ

我曰ク 極メテ僅カナリ

彼曰ク 唯今計集出來ルヤ



南滿洲鐵道株式會社

我曰ク 出來ズ

彼曰ク 實際徵收個所ノ何處ナリヤ

我曰ク 伊通河、蓋平等ノ三四個處ノ一ナリ

彼曰ク 三四個處ノ一ナルヤ

我曰ク 然リ天津ニ移出スルニ貯蓄金ナシ今地ニ

内地ノ再移出スル、トキハ貯蓄金ナルモ是亦僅カナリ

彼曰ク 各地ニ於ケル貯蓄金納付額ヲ調査シテ其ノ金額ヲ報告セラレタシ

我曰ク 承知ナリ保シ極メテ少額ナリ

彼曰ク 現今ニテハ三四ト處ナルモ將來ニ即全國一收

ニ免除セヨトノ一ナルヤ

我曰、現在ノ納税額ヲ標準トシテ之ヲ算附スルトモ釐
金免除ノ約束ヲ為ス又ノ現在徴收サレツヤん場処ニ於テ
ノ釐金ヲ納付スルトモ他ノ個處ニテハ納付セザルト
スルカ何レモ可ナリ

彼曰、其他ノ個處ヲ免除スルリハ之レニ對スル代償ハ何
所

我曰、釐金相償スル代償ヲ如何ニ爲シテハ釐金免
除ノ甲斐ナシ石炭ノ他ノ貨物ノ如何深ク支那内地ニ
處ニ輸入セラルモノニアラス

彼曰、四ヶ所以外ノ釐金ノ一ノ議セサレテハ如何
我曰、現今四ヶ所ニ於テ如何ニ釐金額ト金額



南滿洲鐵道株式會社

ヲ出スル又ノ四ヶ所以外ノ土地ニ於テ釐金ヲ如何ニ
支拂ハル

彼曰、四ヶ所以外ヲ免除スルトモ其ノ代償ハ如何
スル填補ノ道アリヤ

我曰、填補云々ノ語ヲスレバ最初ヨリ釐金ヲ如何
ニ支拂ハル

彼曰、四ヶ所以外ニ於テ釐金ヲ徴收スルカ徴收セザル
カハ條約上ニ記載セサレテハ如何

我曰、其ノ如何スレバ先ノ四ヶ所ノ一ニ於テ納税云々ノ
語ハ無効トナルニアラヤ

彼曰、維新釐金稅ヲ課スルトスルモ撫順炭ノ内地



近輸入セシレドトセシ故テ年ノ必要ナキニテ
我曰ク 支那内地ヲ輸入セラレドトセバ免稅ノ必要ナキニテ將
來裁分ノ輸入ヲ豫想シ又シ紛議ノ原因ヲ除クニ爲メ
之ヲ保障セシメントテ歎スルナリ

彼曰ク 貴方ノ要求多大ナラズ然ルニ貴方之レニ應モ不
又貴方支出ノ金額少額ナラバ貴方ニ於テハ他名者ニ
對シテ年債額ヲ不足ヲ生ズルコトナリ會社ノ免稅ニ
主張シ貴方ハ免除ヲ承諾セシ故ニ釐金免除ノコトハ
議セサル方が宜シ

我曰ク 唐山ノ石炭ハ釐金ナクテ奉天省ニ輸入スル
ル之レヲ對シテ奉天省ニ直隸省ヨリ何程ノ代償ヲ受
ケツ、アリヤ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 夫ハ釐金少ク於テハ十四文ノ釐金ヲ納付シ居レリ故
ニ奉天省ニ於テハ徵收セバ

我曰ク サレバ直隸省ヨリ徵稅ノ年債ヲ受クルヤ
彼曰ク 直隸省ヨリ年債ヲ受ケヤルモ中央政府ヨリ具
レバ一方ニ於テ既ニ釐金トシテ徵收シツアルヲ以テ同様ニ
中央政府ノ收入トナルナリ

我曰ク 果シテ中央政府ノ收入トナルヤ
彼曰ク 目下各地ニ中央政府ヨリ財政管理官ヲ派シ財
政管理中ナルヲ以テ釐金モ中央政府ニ歸スルコトナルナ
リ貴方ノ希望トシテハ會社ヨリ徵稅カノ金額ヲ支出

セラル、一ノヲ求ム然ラサレバ他省ヲ對シテ帛價ノ道十ナ
ヲ以テナリ

我曰ク 現状ヲ維持シテ四ヶ処ヲ除クノ外今後他ノ場所
ニ於テ釐金ヲ課セザル様ヲセラレ度レ之ニ應ムラルベク
彼曰ク 將來ヲ於テモ梅嶺炭ノ為メニ特ニ稅局ヲ設テ
釐金ヲ課スル如キ一ナレ若レ現状ヲ維持シテ四ヶ處ノ後所
通り課レ他所ヲ於テハ課セズトスレバ領事ノ詰ト同シヤ
ラケラカヤ

我曰ク 貴方ノ談判ノ主意ヲ讓歩ノ誠意ナシ

當方ヨリハ第一條より第五條迄ノ大ナル讓歩ヲ為シ特
ニ原價金一圓ヲ庫平一兩トスルノ改正ノ其差多大ノ金額



南滿洲鐵道株式會社

トナル之レノミテモ火ヤル讓歩ニアラズヤ出炭ヲ五千噸トシ
庫平一兩ノ原價トスルト金一圓トスルトハ出升稅ヲ於テ其
年ラニ萬七千圓ヲ損スル計業トシ故ニ現在ノ四ヶ處ニ
於テハ徵稅シ其他ノ場所ヲ於テハ徵稅セザルコトニ合意
ヲ交換スル一トセバ該總マニシ

彼曰ク 四ヶ處ノ一ハ現状維持トシテ依然トシテ課稅シ其
他ノ所ヲ於テ免除ノ一トトシカ總督ヨリ中央政府ニ對シ
報告スルニ當リ理由立メズ免除テラハ支那全國免除ト
シ徵收スルナラハ支那全國ヲ於テ徵稅スルコト、セシ理
由アリ故ニ會社ニ於テ課稅ヲ承認セラル、方當方ニ
取リテハ都合宜シ

我曰ク 第一條より第五條迄ノ讓歩ノ何ノ為メナルヤ
貴方ニ於テ之ヲ理解シ難シ

彼曰ク 昨日申サレ如ク第一條より第五條迄ハ公平ナル
モ讓歩トシ認メズ

我曰ク 此ノ如シハ税金問題ノ邊ニ決定スルノ日ナカラム
彼曰ク 西方ノ差ノ其ノ額ヲアリ當方ニテハ釐金免除
ハ絶体ニ承認セザルニテ不報効銀カシテモ其他ノ名目ヲ
用ヒテモ免除ヲ對スル代價ヲ得レシ可ナリ其金額モ五萬
兩ニテハ過不足未カ判然セザルモ免ニ用總督ニ向テ
其差ハ金額ノ多少ニテアリ



南滿洲鐵道株式會社

我曰ク 五萬兩ハ一日出炭ヲ七千噸トシ撫順炭ノ支那
内地輸入ノ全出炭額ノ三分ノ一ト假定シテ打算シタル
方兩番負ノ一ノ案ナリ

我曰ク 未ク總督トハ協議セザレヤ

彼曰ク 總督トハ協議セシニ五萬兩說ハ同意セラレザ
リシモ毎屯ニ付後程ト計算スレバ可ナリトノナリ

我曰ク 一月日七千噸ト云フモ將來ノ希望ニ過カス
現今ノ出炭ノ一日僅ラ二千屯ナリ

彼曰ク 故ニ總督モ在ラ揚シ何程トシテ算出セムトノ
事考ナリ出炭量ノ三分ノ二トスルカ三分ノ一トスルカ其ノ
數量モ一定セズ

我曰ク 釐金ノ率ノ百分ノ六ヲ一定セルヤ或ク之レヨリ低
率ノモノアラザルヤ

彼曰ク 支那内地ノ輸入額ヲ出炭額ノ三分ノ一トスルコトニ
總督カ同意スルヤ否モ未定ナリ

我曰ク サスレバ釐金ヲ出スト同様ノコトナリ第一條ヲ
第五條迄ノ讓歩ハ無効トナルナリ

彼曰ク 第一條ヨリ第五條迄ノ當方ニ於テハ公平ト認
ムルモ讓歩ヲ認メズ當方ニ於テモ讓歩ノ出来ルカハ
讓歩ス可シ釐金免除ヲ出炭額ノ三分ノ一ト為ス

否ヤノ總督カ根據トナラザレバ決定シ難シ
我曰ク 貴方ノ主張ニハ些ノ讓歩モナシ



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 出炭量三分ノ一ニ對シテハ免税ハ讓歩ナラズヤ

我曰ク 貴方ノ讓歩ヲラカ外國ノ輸出出炭及船舶自用
炭滿鉄附属地ニ於テ消費炭ヲ除ケば支那内地ノ輸
入炭ハ全出炭量ノ小部分ニ過キズ

彼曰ク 貴方ニ於テハ讓歩ナレト云ハルモ第一條ヨリ第
五條迄ノ訂正ノ貴方ニ於テモ讓歩ト認メサレハ同一ナリ

五萬兩ト定メテ此ヲ據テ釐金ヲ課スルコトトシテハ如何
我曰ク 貴方ノ主張ニ釐金ヲ徵收スルノ方法ニシテ畢竟
スル者方ニ於テ釐金ヲ出ストナリ併シ貴方ハ

釐金ノ免除ヲ主張ス故ニ夫カ代償トシテ裁程ノ全
額ヲ等付金ノ名目ニテ納付セタムナリ

彼曰ク 双方とも主張懸隔あり故に暫く以て議を離して
先づ南滿鐵會社の章程の金額を奉天省に納付せしむるハ
其ノ額を定むべし

我曰ク サレバコレヨリ貴方より於てハ之ノ事件を付貴方より成
業より決せんを望む

彼曰ク 貴方ノ案トシテ之を善高々ク併し總會の同意
を乞ふ否ハ判明せしむるべき事向各負の責任を於て之ヲ
承認せしむ可なり

我曰ク 斯く多額ノ金額を會社の納付せしむる事
ヤリハ論り候たま

我曰ク 實際の章程の金額の割合を納付し居るヤ



南滿洲鐵道株式會社

我曰ク 極く少額ナリ併し数字の記憶を

置平、伊通あり伊通縣の通り、少部邑、過き天
り於て市中中を輸入せしむる事、市外を輸出せしむる、
そのの儘ナリ

此の兩方支出せし代り、貴方より譲歩せしめられ即ち
第一條、庫平の兩方、今一圓トセられ、我々順慶の
大部分を輸出せしむる事、コレテ鐵道沿地を主とし、
其を實際の資金を課せしむる事、コレテ同港場又ハ附屬
地より僅少の石炭を内地へ輸送せしむる資金を課せ
しむる事、コレハ貴國國民の負担せしめ、滿鐵の負担
アラス

彼曰ク 第六條積金免稅ノ代償ヲ五方面トシ原價ヲ
五千圓以テ兩ノ庫平一兩トシ以テ其時ノ事情ヲ調査レ
テ定メテトシテ如何

我曰ク 此ノ如キ計畫ハ事實ニ支テ今日ノ於テ或シ安
ク書クランモ將來出炭量増加スレバ原價低廉スルノ明カニ
現ナリ且ツ炭ノ如クスレバ之他日ニ至リ原價ヲ決定スル為ニ
會議ヲ開クノ煩アリ

彼曰ク 其ノ時ハ出炭ノ實際ヲ調査シテ決定スルニ何
ノ困難アリシヤ

我曰ク 五千七近ハ庫平一兩ヲ金一圓ニ改正セシ或ハ事
實ニ近キ原價トシヤラム



南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 一兩一圓トハ大ナル差ニテラズ

我曰ク 五千圓ノ差アリ 五千を一万を準出炭量ニ拘
限セテ一を金一圓トシテ如何

原價ヲ金一圓トシテ會社ヨリ積金ノ代償トシテ五萬圓ヲ
貴方ヨリ支出スルコトハ會社ハ一兩ノ出炭五千噸ノ時ニ
於テ高ニ三萬三千圓ヲ損失スルコトハ然レトモ之ニ同意
スルニテラハ一應會社ニ同意

彼曰ク 會社ノ自分ノ利益ヲ標々行算スルモ貴方ニ於
テモ亦貴方ノ利益ヲ標々行算セラルンカラズ一兩一圓
ヲ改正スレバ先例ヲ調査セラルンカラズ

我曰ク 先例ト云フモ修定ノ原案ノ通りトシテ原價ノ

一圓に於て別定を以て定むる意あり
 彼曰く 貴方、所考ハリ釐金又ハ報効銀其名目ハ何
 レカ。金五万圓ノ支出ノ承認ヲラレヤ
 我曰く 釐金ノ金五万圓ノ要求セラル、
 ナラハ免モ南ノ為本社ハ進會ナ
 彼曰く 別定金五圓ト規定スルコトハ容易ノ事ナラズ
 我曰く 出資多量ナレバ釐金安クナルノ當然ノ事ナリ
 尙支那ハ從來梅嶺炭坑ノ如キ大炭坑ナレ
 彼曰く 炭坑見レバ理ヲランモ當方見レバ例ハ
 増減多ク陸面炭坑ノ於テ一ト六、七千屯出資ノ計画
 アリト支根セラルレバ又廉價ヲ賣更セラルヤ
 南滿洲鐵道株式會社
 〇
 彼等之亦之レテ先例トセム
 我曰く 故ニ條約上ノ記載ニ於テハ如何現ニ開平
 炭坑ノ於テハ秘密スルヲラカヤ
 我曰く 曩々昔方ヲ於テ増減炭坑ヲ就テ出資額ヲ
 調査セシメ課税ノ數量ト實際額トノ間ニ大差ニ
 ナリ我見セリ
 彼曰く 第一條ヲ第五條ニ改テ案ノ通り書方
 ニ於テ承認スルコトハ高第ニ案ノ如き高第ニ案
 國廷議事スルコトハ本社ハ進會セシメ度シ
 我曰く 金額ノ定難シ本社ハ斯ニ多額ノ支

出ル一折シテ先角百円或二百圓カ又石炭
ニテ納付タルカ一應本社一應會セム貴方ツ現金ヲ
希望セランヤ又石炭ヲ希望セランヤ

彼曰ク 石炭ノ採リテ計算スレバ石炭ニテモ可ナリ

我曰ク 現金ナラハ幾程石炭ナラハ幾程ト定ムルカ何

彼曰ク 何レモ可ナリ 奉天迄一屯ノ運賃ノ幾程

ナリヤ

我曰ク 一屯一埋一錢ナリ又曰ク 第一條ノ庫平一兩ハ

日本ノ貨幣ヲ換算シテ幾程ト定ムルカ何トクハ

兩ト唯名アリテ其ノ實物ナク出雲ノ如クモノナレバナリ

ラ日本貨幣一円ニ千錢トシテ計算豫レム一一定ト置ラ



南滿洲鐵道株式會社

如何

彼曰ク 正金銀行ノ換算率ヲテ如何

我曰ク 正金銀行ノ換算率ナリ日本貨幣ヲ納付

スルコト付テ異議ナキヤ

彼曰ク 異議ナシ

我曰ク 領事ヨリ讀セシ第二條ノ東清鐵道條約ヲ

陸路通商章程ノ代リニ引用スルカ確定ナリ

ヤ

彼曰ク 滿洲里ノ東清鐵道ニ昨日打電照セリ大

方決定スルナラム

我曰ク 第三條ノ二四ヲ四回ニ改ムルカ如何

彼曰ク 異議ナシ
我曰ク 第四系ノ國東州ニ出入ルル船舶ノ自用炭ニ積
出税ヲ課セザルニテ決定ナリヤ

彼曰ク 第四系ハ海關規則ヲ據ラレ度シ
我曰ク 海關規則ヲ據ルニトスルニ今規則ニテ租借地
ニ關スル規定ナシ故ラ吾方ノ主張ヲ中央政府ニ稟
申シテ政府ノ同意ヲ得ラレ度シ

彼曰ク 研究ノ餘地ヲ與ケラレ度シ
我曰ク 膠州灣ノ開港州何レモ條約ニテ協定スルニ
照セラレ度シ租借地ニ清國ノ課税權ナシ積出炭ハ
積出税ヲ支拂フモ船舶自用炭課税セラレハキエ



南滿洲鐵道株式會社

ワニアラズ
彼曰ク 船舶自用石炭ノ數量ノ範圍ノ各海關ノ
規則ヲ據リ定メ度シ

我曰ク 船舶ヲ積出スルニ爲ラ石炭ヲ積載スルカ又ハ
自用トシテ積載スルカニ必ク海關ノ届ケ出シルノ規則ヲ
レラ以テ積出ノ自用ノ混同スル如キトナレ高實際海
關ニハ船舶自用炭ヲ積出ナレト思フ

彼曰ク 現ニ秦皇島ノ海關ヲテハ船舶自用炭ニ
ニ此乃至七五ノ制限アリ

我曰ク 制限ナシハ海關ノ規則ニテハ海口ノ上ニ國東
州ノ文字ヲ加ヘテ積出スルハ船舶自用炭ニ付帳章

三懸念をうるを視察、監視嚴重ナルを以て賦税ノ展
 ナレ
 彼曰ク 大連乃旅順之於多ク海關ニ屬ケ出クナリ
 我曰ク 届ケ出ツルナリ
 彼曰ク 第四條未ク確答シ難キニ海關ノ規則ヲ據ル
 トノ文字ヲ加ヘラレタリ
 我曰ク 可ナリ
 彼曰ク 軍艦消費炭ノ如何ニ裁減ニ制限ナキヤ
 我曰ク 制限ナシ軍艦ノ用レテハ裁減之レヲ議スルニ般
 ノ規則ニ從フコト也
 彼曰ク 總稅務司ニ書面ニテ照會セム
 南滿洲鐵道株式會社
 我曰ク 第五條ハ如何ニ異議ナキヤ
 彼曰ク 一日會社使用炭ハ現今七百屯ナリヤ
 我曰ク 夏ハ四百屯内外ナルモ冬期ニ至ルニ七百屯ヲ使用
 ス清國官衙需用ノコト取リ清スヤ否ヤ
 彼曰ク 清國官衙自用ノ石炭ニ對シ割利ヲ云フト記
 載スルニ及ハザルヤ
 我曰ク 税金ヲ免スルコトモハ未クカケ減價ノ口實トナ
 ルニアラズヤ
 彼曰ク 第五條ノ官衙自用炭ヲ取リ清シ會社自用
 炭ハ裁減シテア定メ官衙用ハ割利ノ旨ヲ別ニ公
 文ニテ定メテハ如何

我白ク、別ニ公文ヲ以テ定ムルノ必要ナレ者方ニ於テ
承諾シテ居レバ、其ノ旨ニ尚割引ノ件ノ細則規定ノ個
別題トハ別題ナリ

彼曰ク、本社ト相談ノ上、割引額ヲ示サレ度シ

我白ク、本社ニ行キ相談シ、官衙用ニ付シテ、各種々便宜
ヲ興ウヘシ

我白ク、此後ノ會議ノ幾日トス可キヤ

彼曰ク、明白ノ日曜ナルヲ以テ、明後日ニモ、尚書日ハ
税金問題ヲ決ラシ、次ヲ銀正問題ト移リ度シ



南滿洲鐵道株式會社

撫州西炭坑細則之開引之件第十五回會議録

(八月八日全委員出席)

整頓問題續キ

我曰、前回論議ノ整頓ノ件總督ノ任同セシヤ
彼曰、一昨日任同セリ整頓全部ノ廃止ハ考慮ラ
要ス下キモノアリトテ直ニ承認ハ難クシカリキ貴方
ノ提議ハ如何ナリシヤ

我曰、昨日日曜ヲ幸ヒ純々本社ニ出向總裁閣下
及ヒ重役諸氏ト提議ヲ凝ラシ今時ニ従来抽セシタル
整頓額等ノ調査ヲナシ即チ撫順山炭抽出以來今
日迄約四十日ノ間ニ於テ倉庫土抽セシタル整頓額

南滿州鐵道株式會社

ハ約五千圓ニ過キ不爾前内提案ノ者自ト人如何ナルカ
法ヲ以テ算出セラシクモノニヤ岸スニ精確ナル
計義ニラアラサルノレ倉社如此不備ノ要求ニハ
應カシ純カサルナリ

今撫順炭一ヶ年ノ産額ヲ百五十万噸ノ至二百万噸
トスルモノ大部令ハ輸出シ然ラサルモ同港地又ハ缺
道附属地ニ於テ消費セラシ其十令一ニラ釐捐局
所在地方ハ搬出スモノナシ又夕坑口京價庫平一兩ト地
ノ炭坑ニ於テ見ルヤウ撫順如キ大規模ノ炭坑ニ在テハ此
如キハ條文ノ所謂坑口京價百令ノ五ニアラシテ百令
七乃至八ニ相當スヤキナリト總裁閣下ノ意見ナリ

彼曰ク 釐捐報効五万圓ノ取テ陸路ノ争ハトスレ
所ナラズ惟我國々情ノ上ヨリ中央政府ニ對シ釐捐
全免ハ最モ困難トスル所ナリト云ラズ地炭坑所ハ均價
要請續出スハノ事實ニ於テ忍テ難シ故ニ其六條ヲ
釐捐ノ二字ヲ削除セラシレバ是ハナリ又坑口京價
庫平一兩ハ決シテ不當ニアラズト信ズ教多ク先例
之ヲ証明せんニアラズヤ

我曰ク 然ラハ第一條ヲ第五條ニ至テ讓步提持
ニ尚且ツ第六條ヲ釐金ノ三字ヲ削除セト謂ハルニヤ
彼曰ク 第六條第六項陸路輸出スモノニ對シテハ既親ノ
ニ命一又ハ三命ニトスルコトハ確定セシムアラサルモ假ニ三命

朝鮮州鐵道未成會士

ノニニ規定し得ルコト、他ノ四ヶ條ハ當初ノ提議通り
決定セラレタシ

我曰ク 茅ニ條茅三項、輸出山山炭ノ鑛産税ヲ課セザ
ルコトハ如何

彼曰ク 此ノ如キハ他ノ其例ヲ見ズ為ニ新例ヲ用ク然ハズ
我曰ク 関平炭坑ノ例ニ據レルナリ

彼曰ク 明文アリヤ
我曰ク アリ過振約章成案匯覽ニ載キ示シタルニ
アラズヤ且ツ事實モ相違ナシ

彼曰ク 既説ニ及覆スニトハ中止し第一條乃至第五條
ハ決定せんモトシテ引キ續キ第六條ノ釐捐ニ就キ協議セ

レ度ニ

我曰ク 然ラハ釐捐免除ニ同意セラルニヤ

彼曰ク 前ニ述バタルカ如ク總督ノ直ニ同意ヲ請ハラセ

リトモ貴屬社ノ意見モアリ高々免除ノ方法トシテ五乃四

説出テタルナリ應カラルニ此ヲ我等委員ハ極力總督

ノ同意ヲ得ルニ勉ムヤシ

我曰ク 釐捐ニ関スル貴方ノ論議ニ一向屈服セザレモ

免除ノ苦痛ナリトノ貴意ニ同情ヲ表シ他ニ相當ノ方

法ヲ規定シタリ種々苦心セシナリ然ルニ貴説如キ釐捐

同額又ハ夫レ以上ニ達スル額ヲ要請セラルニ於テハ断シテ不可ナリ

既ニ述ハタシ如ク出炭ノ大部ハ輸出スルカ若シクハ開港地

附屬地等之於テ消費シ警指局所在地方へ搬出スルモノハ
極々僅クニシテ約四ヶ年間之於テ警指總出額約
五ヶ山ニ過キズ假リニ一歩を譲リテ二百萬噸ノ十分一トスモ
尚ホ一萬二千兩ヲ出テサレニアラズヤ貴視五ヶ山ノ如キ多額
ハ如何ニモ莫出シ純ハズ

彼曰ク 然ラズ相當警指ハ抽出ニト謂ハルヤ或ハ全免
ヲ主張セラルニヤ將タ出炭額ヲ假ニ二百萬噸トシテ十
即ケテ千噸ニ對シ一乃二千兩ヲ報効ニト謂ハルニヤ

我曰ク 警指ハ飽クマテ免除セラシ度キナリ惟貴方情
ヲ酌シ參事代ルニキ相當ノモノヲ出サシトテ會社ニ計ル
ベシト云フニテ其額ハ出炭二百萬噸ノ十分一即ケ

二十萬噸ニ對シ一乃二千兩以下伍十レバ一應會社ハ
計ルベシトノ意ナリ

彼曰ク 以下ノ數トハ何程ナルヤ

我曰ク 即ケ一乃二千兩以下ナリ

彼曰ク 然ラズ夫レ以上ハ絶對ニ不可ナルヤ

我曰ク 然リ警指ト同額又ハ夫レ以上ヲ支出スルニ於テ
免除ノ實伴トナルナリ警指額以下ニ於テ如クテ提議
ニ應ジ得ルナリ

及爾後四ヶ年間ノ警指總額ハ約五ヶ山ヲ超ヘズ今後
一乃山以上ノ警指ヲ支出スル人遠キ將來ニ屬スルニ
テ歸リ氣知セズカシ

彼曰ク金額ニ就テハ素ト當方云々云々欲セザルナリ
 修テ予額指ノ事ヲ削除シ現状ニ放任セハ可ナリ
 貴院ノ出炭ナリ一高ヲ額指抽出高トセザルハ現時
 ノ状態ヲ推シテ或ハ事實ナリ然レモ撫順炭坑將來
 ノ貴方ノ屢々親遊セザル如ク出炭増加スバク從テ
 常價低下シ同時ニ輸出炭及自港地帯ニ向ベキモノ
 毛増加スヘキ毛内地ノ搬出亦多敷増スヘキハ明ニ
 從來ノ抽出額五千圓以下今後ノ標準トセザルハ甚ク
 不公平ナリ貴院一萬二千圓以下トナラハ此上ノ交渉ハ無
 駄ナリ額指ノ旨ニ前案ノ論議ハ撤回ス
 我曰ク當方モ亦々相當額一萬二千圓以上ニテハ存社ハ

計ルノ餘地ナシ中止セハシ
 又曰ク然ラハ本提約案全体ニ涉リテ中止スベキヤ得
 タ税金問題ノ中止スベキヤ
 彼曰ク税金問題ノ中止ニ鑛區問題ニ移ラ度シ
 我曰ク税金問題ニ於テ地如ク主張ニ懸隔アルカク鑛
 區問題ノ提高モ無駄ナリ
 彼曰ク然ラ今日ニ比較的頻調ニ進歩セシ案件
 カ俄タニ地如クナレハ頗ル遺憾ナル所ナモ亦致方ナシ
 僅々一萬二千圓以下額指全免スルヲ純ニヤ否ヤ我等
 ノ立場モ亦々察セラレテ絶対的考慮ノ餘地ナキニ
 於テハ中止ノ外ナシ



我曰ク貴議ハ數次拜聴セリ我等又々教多ク譲歩ヲ
 敢テし且ツ一萬二千圓以下ノ相當支出ヲ認シ尙ホ貴方ノ
 同意ヲ得シ他ハ概テ金額又ハ金額以上ノ支出ヲ要請
 セラレテ致テハ絶對ニ他ハ不遺憾ナク中止ノ外ナシ
 彼曰ク我等モ亦々本案件ノ連ナル解決ヲ希望シ公平
 ニ事ヲトシ今日マテ進捗セシモノナルモ如此主張ニ懸隔
 ルニ就テハ此方得ザルナリ
 貴議譲歩云々ハサレトナカウ處方ハ当初ヨリ公平ヲ
 旨トシ懸引的譲歩ノ如キハ一切ナク及令ハ原價ノ如
 キモ先ツ二兩譲ヲ出シ一兩五分トシ遂ニ一兩トシハ表面ハ
 譲歩如キモ此ノ如キハ之ヲ敢テセザリシナリ暑中一多

忙ノ際ニ於テ重ネタル今日迄ノ交渉ヲ中止スルハ
 遺憾ナカク止ムヲ得カ

何カ融通ノ方法ナキモノニヤ
 我曰ク融通ノ方法ニ就キ飽々考慮ヲ費シ今日ニ至
 ヒルナリ本件ノ連テ解決ハ貴方亦々却望スル所ナラモ貴
 方ヨリ中止ノ議アリ止ムヲ應ズルナリ
 従来少ナカラザル譲歩ヲ敢テシ整捐報効一萬二千圓以内
 ノ支出ニ應ズル或ハ左額ノ現品ヲ渡等忍ビ得ル限リ
 忍ビタリ此ノ要請如何トモ應ズル能ハス
 彼曰ク現品ヲ渡トハ如何
 我曰ク個人ノ意見トシ一萬二千圓以下ノ相當現品ヲ

引渡ニト云フナリ

彼曰ク 價格ハ何程トセラルヤ

我曰ク 引渡ニキ當時ノ市價ニ依ナリ

彼曰ク 現時ノ奉天市價ハ八元ナリ其ノ市價ニ據ルヤ
持ク市價ニ據ルヤ

我曰ク 根本主義ニ於テ同意セラレタリトシテ夫等ハ協議
ニ易キ問題ナリ

彼曰ク、常東聲揚向題ハ辭方ハ拙者ニ主張シ其
方ハ免除ヲ主張持セラレシヨリ得ヌ目下奉天有財政困
難ノ折柄融通ノ法トシテ聲揚報知説出テ茲ニ五ノ
山説三ノ一説十ノ一説一ノ二ノ四ノ説ハ生イタルナリ然レニ

今現品引渡説ノ市價ニ依ルヤ市價ニ依ルヤ一定セザルニ
於テハ主義ニ替テ決ス純チナリ若シ市價ハ元
ニ依ルトセバ一ノ二ノ四ノ対シ僅々一千五百噸内外ニ過ガザ
ルニアラズヤ奉天有如何ノ財政窮乏セリトハ謂ハ一四五
百噸ノ爲メ此クマデ論議スノ價值ナシト思フ况ハ市價
一西ニ據ラルトナラバ更ニ考フバ且ツ貴説ノ十ノ一
説ハ現状ニ安ホシラレタルモノニシテ將來ヲ考察セラレタル
モノニアラザルベシ

我曰ク 十ノ一説ハ今後ノ搬出ヲ想像シ説ヲナセルニ
過ヤザレト一定モモル如ク思意セラルニ此等ハ大ナル誤解
彼曰ク 何レ一説ハ左程辭方ノ筆ヲ所ニテラス我等クヤ

六條より警備ノ二字ヲ削除セハ是レトテ既ニ相違、支出
ヲ省セラル、之ヲテハ事實、額ニ依ル最モ公平トナルニテ、
我曰ク、警備指抽出高ハ多額ナラザルモ、倉社、為ニ今後
交渉案件ノ發生ニ慮レハナリ

彼曰ク、決尤モナリ

我曰ク、石炭、如キハ普通雜貨ト異リ内地深ク多
教養金局所在地方ニ搬出スモノニアラズ且ツ諸種
工業常動カトシテ都テ貴國ノ利益ニ消費セラル、
モノナレバ此、如キモノニハ大ニ譲ル、五万圓ト云ハ、如キ乱
暴ニ要求リ撤回セラルシ

数字ノ上ヲ考フルモ五万圓ノ日出炭五千噸トシテ

毎噸ニ付三錢ノ警備ヲ抽出セラルコト、ナルニアラスヤ五万
圓ト謂ハシ、警備ノ如何ニ不當ニ多額ナル乎、此、
数字ニ依ルモ明ナリ

備考 数字ノ計算アリ

彼曰ク、二錢ノ人僅ニ出スルナリ

我曰ク、三錢トハ大俵ノ譯計義ヲ謂ヘルナリ

彼曰ク、然リ然レニ洋錢八十四文ト比較セハ非常ノ

差ナリ、即チ洋錢ハ十四文ト三錢トヲ對比セハ約三分

一ニ當ルナリ

我曰ク、約三錢トハ、度出在俵ニ対スル抽出ナレハ、千

四文トハ、差ハ、尙然ナリ

故に第一條、現存價に於て讓歩せらるれば總裁閣下ノ意見なきは、警務局長殿に就てハ當否亦々讓歩所存に
彼日、警務局長殿に於て五万円トせんモノに付、百令二
屬之に鑛産稅百令五ヲ加うるモ尚ホ百令七ニ
過ぎざるに付、幸た之アラスヤ

我日、奉天省、財政ヲ措くハ鑛産稅ハ現存價
一トし、警務局長殿に於て融通元方便ナラムト思ふに如何
彼日、現存價一兩ハ過搬束、繰述せん如く讓歩純
ハ前預ハ如く鑛産稅警務局長殿に於て百令七トせんモノ
後湖其他、岩坑所に於て非常、低率ナリ
我日、本炭湖及ヒ他岩坑所ト撫順ヲ同視せらるれば

頗る遺憾ナク撫順岩坑ハ夫等他炭鑛所ト全然
根本義ヲ異せんナリ此理、歸り、氣知し置カシタシ
彼日、然しトモ夫カ為メ多大、損害ヲ蒙るハ其ハ
不可ナリ

我日、何等損害ヲ蒙らば鑛産稅其他夫々度令
提議ナリ惟警務局長殿一項に於て此ハ兩者ノ主張ト對心
隔り見えたり
彼日、免角山下田説ヲ總督ノ同意ヲ得ずんば然
せんニ貴説一五二千田内外ニテハ到底見込立タズ一五二千
田ト謂ハ銀ハ千兩ニ過らざる奉天省如何ニ財政困難ト
呈モノ千兩ノ金ハ差ナリ聞係ナシ第一條ヲ警務局長殿

ヲ削除せしむ可也

我日ヲ總督ト臣モ相當以上ノ金額ヲ要請せしむル
ナシト考フ、ナリ據程今後出炭ハ増加スベキモ夫レト伴フ輸
出炭増加ノ外ハ内地厚ク釐捐局所在地等ノ物出
ハ俄ニ増加スベキ理ナシ

彼日ヲ何レニシテモ五万圓ノ不慮ナラズト信ガ一乃ニ
即チ八千兩内外ノモハ貴會社ニ進呈せん可ナリト
總督ノ謂ハシヤ

唯々釐捐ノ二字ヲ削除セウシ度シ

我日ヲ貴役ハ數次拜辭セリ

彼日ヲ我等又他ノ良法ナシ

我日ヲ然ラハ前ニ貴役ノ如ク交渉一切ヲ中止スヤ

彼日ヲ絶対ニ一乃ニ千圓以下ノ外ニ方法ナキニ於テハ

中止ノ外ナキナリ

我日ヲ我等ハ忍ビ能ク全部ヲ忍ビテ此上ノ讓歩
ノ餘地ナシ

彼日ヲ我等モ亦ク讓歩ノ餘地ナシ

我日ヲ五万圓ノ總督ノ同意セウレト云フコト

必ズ然ラバ到底採商ノ餘地ナキナリ

彼日ヲ五万圓ノ同意ハ得ラズシカレモ極力同意ニ得

ルニ勉メバシ貴役一乃ニ千圓以下ニテハ絶作ニ不可ナシ

我日ヲ折角是ヲ進行シタルモノナレトモ止ムヲ得ズ

三行相續當讓步說出づるに中止ノ外ナシ
 元來貴說五丁目ハ精確ニ計美ニ依ラズルモノナラザルハ
 此ト候カ昨日ノ日曜ナリトモ總裁及ト庫股諸氏ト總裁
 社宅ニ居シ數字ニ依リ種々計美ヲ試ミタルモ貴說五
 万田ノ如キ多額ハ如何ニモ美去シ純ハナリトナリ
 尚ホ自今ハ存件案ノ連ナシ解決ヲ切望スルノ餘リ貴說
 ニ應諾セテ了總裁ニ進言シタルモ遂ニ容ラレザリキ
 彼等貴總裁ノ意見此ル如ク總督亦ク貴說ニ容
 レズトセム中止ノ外ナキナリ然レモ既ニ月餘ノ歩リ
 今日ヲ進捗せんモノナリ中止スルハ頗ル遺憾ナリ
 ナリナリ

既說理氣ヲ以テ引履コトハ常價ニ據リテ相商ス
 カ或ハ出井順教ニ據リテ聲指報効額ヲ決定出来ザル
 我曰ク然ラバ出井總數量ニ據リテ抽出スル謂
 凡、三ヤ
 彼曰ク茅三茶所定ノ各季ニ於テ出井總教ニ對
 抽出率ニ定ムルナリ
 我曰ク具体的ノ案ヲ提出セラシメ及令ハ輸出出炭
 開港地及附屬地抽出率ノ等ヲ席キ何々數量ト
 謂フカ如ク
 彼曰ク釐産税ヲ課セシムルキ出井總教ノ三令ノ一
 百令六兩ノ聲指報効ヲ支出スルコトニテ如何

南洋沙鐵道株式會社



我曰ク 貴説ハ如クレバ進テ所定ノ釐捐ヲ抽ク事ニ
 會社ノ為ニ有利ナリ所ニ説述スルカ如ク釐捐ヲ
 抽セズンニキ地ノ搬出スルモノハ如何ニ計スルカ
 三令一教ニハ違セザルナリ
 大々的有存ヲ以テ釐捐報効ニ万圓以下マデノ支出
 ヲ總裁ノ勸メ見んコトニ貴總督ト決極議セシメ
 彼等依然不可ナリト意思ス元來總督ノ釐捐
 全更ニテ同意思ヲ曉ハラセザル位ナレバ四万圓ト云フモ
 万五千圓ト云フモ應セザルナリ故ニ支出ノ方法ヲ
 他ニ代ヘラレタリ
 我曰ク 三令一教ハ到底同意ス純金ノ鑛産税賦課

出井數十令一ニ百令大西ノ釐捐抽出ト同額ノ報効ヲ
 支出スルコトニ度ニ存説ニ依ル時ハ一日出炭七千噸トセハ
 二万六千圓即チ約ニ万圓トナリ左ヅク一萬噸トセハ二万
 九千圓約三万圓トナリ
 彼曰ク 貴説ニ依ルハ現下ニ於テハ前説ノ一萬二千圓ヲ少
 ナキテ達ナリ
 我曰ク 出井十令一數ニ相當スル釐捐報効ハ非常ニ奢
 蕩ナリ如何ニ貴方ノ為ニ有利ニ算スモ所産及ヒ内地ノ搬
 出高ハ三十万噸ハ出デサルベシ
 備考 此時存社ヲ未曉アリ
 咄存社ヲ未曉アリ昨日不在、重役アリシ為メ更ニ協議

前清沙鐵道株式會社



ノ上電報をより存電之依り時ハ會社ノ意向ハ貴親ニ
應るニ益々不可ナリ

彼曰ク十令一説ハ到底不可ナリ是非三令一説ニ固
意セラシクシ

我曰ク三令一説ハ到底存社ト協議ノ餘地ナシ

彼曰ク三令一説ハ決シテ本日ノ提議ニアラズシテ前日未
任様方針ヲ以テ進捗し来レルヨリ然ルニ三令一説存

日實然ノ提議ニシテ此クテ固執セラルハ怪訝ニ堪ハズ
令一説ナシハ總督ニ申出ヅマキモ三令一説ハ絶対ニ
不可ナリ

我曰ク貴親ノ如ク出井三令一説が果シテ電報局所

在ノ内地々々ノ搬出し得ハキモノナルヤ否ヤシク石炭ノ販路
ニ就テ考慮コ費サハリ然ラザルコト明ナルニアラズヤ

彼曰ク辭説三令一説之依り現時ノ出炭高ニ案ズレハ一々年
僅々二万餘兩ニ過カス非常ノ騰貴ナリ存電ヲ以テ一應貴

總裁ト協議セラレ度シ恒定ヲ見ハ此上ナク若シ協議
成ラズレハ別ニ相當方法ヲ講イラシクシ協議ナラズ他ニ方

法モナキニ於テハ頗ル遺憾ナカク中止ノ外ナカレ可シ

我曰ク御希望ナシハ一應總裁ニ協議スハキモ到底
成立ノ見込ナシト思フ

彼曰ク貴親ニ万田ト三令一説即チ現状ニ依リ約言
田トハ西者ノ主張大ニ接近セシニアラズヤ惟カ辭言ハ

總督へ申出、便道三令一説ヲ主持スルニ過ヤカルナリ
我曰ク、整務局所在内地ニシテエ搬出スルモノ多ク、其
説始ク多敷ク、吾等貴方、於テ詳細産地ヲ調査シ
計表ヲ試ミテシタリ

彼曰ク、現在ニ於テ調査ノ單ニ若ク、前合ニ等多數
時日ヲ要スルノミテ、精確ナル調査ノ困難ニシテ、
不可能事ナリ

又々、將來ニ出炭増加シ、炭價低率ト共ニ、輸山山出、其他
於テ増加スルキハ、勿論ナラズ、内地販賣高而、非常
ノ勢ヲ以テ、激増シ、現状ノ十倍或ハ百倍ノ数量ニ上
ク三令一説ニ決シテ不備ニテ、ラスト信ズ

我曰ク、貴説ハ度々取リ難シ、三令一説ヲ主持セラルヨリ
夫レハ過當ナリ、十令一ナリト謂ハ、信ヲ措カシ、然ラハ詳
細産地ニ就キ調査セシメ、ト謂ハ、困難ニシテ不可
ナリト謂ハ、此レ如キハ、在炭價高ノ餘地ナキナリ

彼曰ク、是モ爾三令一説ハ、前ニ述ハタルカ、如ク終極
屢々之ヲ繰返シ、兩者ノ間ニ案ハシ、ミテ、貴方番員ハ
撫順炭坑ニ在勤セラルシ親シク、釐率ヲ管理セラル、而
其現状ハ、已テ持事ト考ヘ、本説ニ論議ヲ加ヘラレタルコト、信
ズ、然ルニ、本日、空想ニ本説ヲ否定シ、十令一説ヲ提出セ
ラシ、固ク持シラルハ、非難ナリ

總督へ申出、都府モ、一令一説ヲ採テ、三令一説

し毎季ノ實際ノ據ラト、セハ頗ル公平ニアラズヤ
本説ノ同意セラズ且ツ他ノ代ルベキ良法ナキニ就テ中
止ノ外ナカルベシ

我曰ク 三令一説ハ貴方ノ想像シ去テタル集テリ
ナ令一ハ實地調査ニ依リ現状及將來ニ據リ義出シタル
モノナリセハ此教ニ依リ計上スルハ同意セラズ三令一
説ハ是非未更ノ必要アリ且ツ新ニ貴説ノ公平ナルコト
ニ及ラズモウシモ想像説 三令一ハ公平ナラハ實際ニ
依リ算出スル三令一説ハ更ニ公平ナルモノナリ
彼曰ク 貴説十令一トシテ算出スル試ムニ一日山出炭三千
トナシハ六千四百トナリ七千トナリモ一ノ五千一百

三ノ兩ニ過キハ既ニ三ノ千四ノ百ニ至ニ下田説ニ
多キヲ推テサナキニ就カレ得ベキ理ナリ

三令一説ハ高率ナリト謂ハルモ三令一説モ亦括外
低率ナルヲ示サヤ

我曰ク 一乃ニ下田又ハ二下田説ハ何令一ト謂フ如キ方法ニ
依リ算出シタルモノナラズ個々ノ説ト見ケ可ナリ、兎モ角ナ
令一説又ハ二下田説ヲ以テ總督ニ申出テラルル中或ハ全然
不同意トシテ中止セラルルヲ得タ存向題ノミヲ中止シ明
ク地ノ向題ニ移ラルル中確答セラシメテ
彼曰ク 三令一説ハ金額ニ下田以下七人自然ニ削減ス
ルニ下田説ハ到底總督ニ申出テ難シ

代心平方法トシテ三ノ一説最モ公平ナリト候スレバ孰ク
 協議セラシメシ及一極高ノ餘地ナシトモ中止ハ極度向
 題ニ限リ更ニ鑛區問題其他ニ涉リ倉儀ヲ進メタリ
 若シ出来得ベクハ引續キ本問題ニ孰ク進歩シテ
 コト我等共委員トシテ切望スル所ナリ
 我等三ノ一説ハ佛希望ヨリハ全然無駭トモ一應
 總裁ニ同クハシ次ニ五日同説トシテ第一條ノ坎ハ原價ノ
 讓歩セラルニ就テハ一考スレシ是非書聲指報効五日
 必要セラシ坎ハ原價ニ於テ大ニ讓歩セラルニシハ更ニ極
 議ニハシ
 三ノ一説ノ如キ事實ヲ去シ遂ニ提案ハ到底不可

ナリ
 一應今後一週間倉儀ヲ中止シ其ノ期間ニ於テ十名ノ
 事實ヲ調査セラシ来ル月曜日ヨリ再會スルコトニテハ
 如何
 彼等ノ脚尤モナリ
 倉儀一週間ノ休止ハ極同意ナリ
 調査ノコトハ不同意ト謂フコトアリサレモ全ク調査ノ方法
 ナキナリ
 三ノ一説ノ撤回ハ不可トモ五日同説ニ依リ第一條坎
 原價ノ讓歩セラルト謂フニ程度如何
 我等既説ノ如ク一日出炭五千噸以下時ハ金一四金



五千以上、時の奉天票一瓦ナリ
 彼曰、然るに大々的讓歩トシテ貴院坑々常價一日出炭
 五千以下、時の銀二両合シテ五千以上、達シテ時、割
 二振議、元々トシテ替振報効五下田ヲ支出セシタリ
 我曰、貴院替振元純々か
 然るに一週前會議ヲ休止スル
 彼曰、来週月曜日ヨリ、割キ價キ稅金問題ニ就キ、且序
 ノ主義ニ於テ會議セシタリ
 我曰、議、休會中、十分事實ヲ調査セシタリ、必要
 ナル調査資料ハ會社ヨリ提供シテ可ナリ
 彼曰、議、調査スル、尚ホ貴院十分一人到底石切

三分一説ハ是非貴總裁ニ決、採擇ヲタシ、答シテ
 スレバ、坑々常價、改定説ニ於テは承認セシタリ
 我曰、辭方、復トシテ
 一、坑々常價改定説ニ於テ五千噸以下、金田左レク、五
 千噸以上、奉天票一元トシテ、其五令、山井稅ヲ掛、外
 二、毎年五下田ヲ支出スル
 一、十分一説、即チ山井稅ヲ課スルキ、屯數ノ十分ノ一、對
 シテ六令ノ割ノ支出ヲ為ス
 一、三下田説
 一、三個ノ内、其一ヲ賛成セム、成立スル
 彼曰、貴院方、主張ス



一、坂口原價改定後之於一日出炭五千噸以下、時ハ
 一、兩、五千也以上之邊に於て時ハ別ニ規定せんコトトシ毎
 年五月四日ヲ支出せらるべし
 一、三令一説即チ出井税ヲ納付せん噸數一三令ノ一
 六令ヲ課せん
 一、炭古條ヲ整理物ニ字ヲ削除せん
 我、曰ク、當る之於テハ總裁官ト其他ト擬議、統
 算既ニ成シ能ク全部ヲ譲リ此上所謂十キ袖ノ振
 るにサレナリ

備考

一、産務免除ノ代償トシテ五月四日以下、支出せらる

到底 帳高成立せしむキ狀 轉テ又山出井税ノ
 基存タル噸數、三令ノ一ヲ整理物ヲ課し得んキ
 モノトシテ計業、之ヲ如キハ到底 我々ノ承諾
 得んキ所ヲ不承此際 實稅捐ノ土地、増價例ニ
 委トテ課せしむべし然ラズバ毎年五万圓ヲ
 支出するカニ者其ノ一ヲ選フニアラスハ到底 成立
 せんベキカ



時後... 地... 萬田... 鐵... 地... 一...

内地... 鐵... 地... 一...



上由... 中... 下...
 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十...
 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十...
 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十...
 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十...
 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十...
 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十...
 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十...
 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十...
 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十...
 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十...
 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十...
 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十...
 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十...
 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十...
 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十...
 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十...
 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...

免之申西者ノ主張ハ五千噸以上、他ハ三千噸以上ニシテ其
 差極メテ僅クナリ然レドモ弊方ハ務メテ出炭運轉
 現行ノリ五系四ヲ出炭運轉ニシテ其ノ貴方ニ此際運轉
 ノ本業ニシテ總督ノ協賛ニ是レ所決スルニシ
 又モ先例トシテ他炭鑛所ノ均霑申出等ノ慮アリ
 他則レ明記セザルニ夫レ方決アリ
 彼曰ク津心モナリニ一節總督ノ同意ヲ得難ク其
 在スニナリ
 我曰ク現時ノ出炭状況ニ於テ弊方指撥如クニ
 支出ハ到底本社ノ客レシカレ所ナリ夫レモ無理ニ運轉
 善シメテトモナリ是レ本業ノ望ニ總督ノ協賛ナリ

彼曰ク貴業ハ三千噸、五千噸、五千噸以上等區別甚
 外複雑ナリハ三千噸ノ限界ヲ除去シ五千噸以下銀一兩
 合以上金一兩トシテ決定セズニナリ
 彼曰ク貴説ハ既ニ述ベタル如ク本社ノ同意ヲ得ヤリシナリ
 弊業三千噸限界説ハ貴國諸炭坑ノ現状ヲ按じ均霑
 先例等ニ就テ大ニ貴方ノ立場ヲ考慮シタルナリ
 彼曰ク井陘、臨城其他ノ契約ハ三千噸以下、以上等ノ
 差裁ナリ故ニ五千噸限界説ニ於テ先文ニ記載スル
 トリ被スルナリ
 我曰ク先文ニ記載セザルニ於テ本業ノ客レト決定スルニ

三千噸ト決定スルモ是ノ支ナキニテ
且本業ハ元來原價未定説ナクモ
一室設ク様々コトナリ其ノ定
價原價ヲ定メトスルモ
後ヨリ 三千噸ト五千噸ト
僅クナリヤ
我ヨリ 僅クナリカ故ニ
然ラカハ出炭五千噸以上
トシテハ如何
後ヨリ 貴方ハ却テ高カ
總督ハ難シム位ナレバ
相書理由ナキ漢
出

東ガレナリ
我ヨリ 然ラハ五千噸以下
美田トセヨ
後ヨリ 貴方ハ前説より更
後ヨリ 然ラハ前説より
我ヨリ 理由ナキ漢
政府 會社
使ヨリ 然ラハ前説より
大々的論
中ハ各省
1-1811

此バ我等ハ社債指ハ二条ノ第ハ條ヲ削除セリ。格ハ
ハ便宜宜敷減出スル見込ニ基キテキチ
先ノ由本問題ハ二条ノ日數ノ費ニ付ル本日は此種
決明日多他ノ問題ニ付リキ
我曰ク此種條目ハ早ク解決シテ爲ルニ便ニ考慮シ
善ク提案セシメテ同意ヲ得ル所ニ遺憾トモシテ前
業者方ハ提案ニ對シ絶対不同意ナシク社債指問題ハ
現状ヲ維持シ將來別ニ決定スルコトナラハ如何
我曰ク然レハ本問題ハ閣下ノ所議ハ中絶シ社債指三出
ノ条ハ條目ヲ削除スベシ
又曰ク三出一說ヲ復出セシムル如何ハ本業指條目ハ出

出資三千圓ノ時ハ一ヶ年社債指數額二萬一千六百圓ノ上
續ノ時ハ三萬五千圓ノ時ハ五千圓ノ時ハ五萬圓ノ時ハ
是有利トシテ社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政
社債指力ニ付テハ宜敷減出スル中央政

辨認せしむる事案、故案依しん、三平、類以上、至十、
 下、同、意、案、抄、し、終、り、す、り
 彼曰く、是れ、み、か、り、案、案、同、意、と、い、ふ、や、否、や、同、意、と、い、ふ、
 物、曰、く、案、案、本、世、ト、協、議、と、い、ふ、意、也、や、り、と、い、ふ、
 彼曰く、然、る、に、案、案、三、平、類、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、
 彼曰く、然、る、に、案、案、三、平、類、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、
 彼曰く、然、る、に、案、案、三、平、類、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、

三平、類、限、界、案、案、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、
 彼曰く、然、る、に、案、案、三、平、類、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、
 彼曰く、然、る、に、案、案、三、平、類、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、
 彼曰く、然、る、に、案、案、三、平、類、三、平、類、限、界、案、案、三、平、類、
 抄、し、佛、心、第、折、中、説、と、い、ふ、協、議、人、徳、也、と、い、ふ、意、也、
 案、案、本、同、題、と、い、ふ、体、也、と、い、ふ、體、區、其、他、人、同、題、と、い、ふ、移、り、



彼等、三十五年、限界、折中案、同意、
彼等、折中案、同意、中央、
同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

彼等、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、
同意、同意、同意、同意、

標費臨時裁減部ありては
我々 雑誌発行に当りては
彼等 不可不
我々 貴方ノ机上
備 貴方ノ
我々 貴國遠東新聞ノ所載ニ依りて昨年滿洲
地ニ搬出せん
我々 貴國新聞ニ當りて得たノコト
我々 貴國新聞ニ當りて得たノコト

ハ鉄道附属地及関東州等ノ工業地
備 昨半本社外賣品
我々 協議ニ依りて
彼等 協議ニ依りて
我々 協議ニ依りて
彼等 協議ニ依りて
我々 協議ニ依りて
彼等 協議ニ依りて
我々 協議ニ依りて
彼等 協議ニ依りて

五十分位位高同意と申すべし。此ノコトヲ切望スル所也。明
 日ハ引續キ本内題ニ就テ是報解法トシテ思フ
 又更ニ專指報効且其用ヲ四義内トシテ坑口原價一兩
 限界ナシニ深望スル所也。其ノ旨ハ此ノ如ク
 之類同ヲ却ヤサズシテ坑口原價ヲ於テ四ノ噸ヲ限界トシ
 以下ノ額ニ而以上ヲ金二四トスルコト
 三票ニ如何
 我々 不才ナリ、限界ヲ於テ三ノ噸ヲ限界ニ而以上ナ
 千噸以下金一兩、金以上者五兩一兩トシテ之ノ如ク
 概同ノ前額三ノ噸以上者金一兩、金以上者銀一兩トスル
 事ハ確定ニ議スル所也。其旨ハ此ノ如ク見ルべし。此ノ旨ナリ

能ク承知セラルベシ
 彼曰ク 貴由新ノ於テ同意セラルベシ。元我々亦不同意ナ
 又曰ク 折中現下ニシテ四ノ噸限界ト決シテ如何
 我曰ク 四ノ噸以上者五兩一兩カ
 備々此時通紙者四ノ四ノ噸以上者五兩一兩トシテ即
 相續セラルベシ
 我々 一應協議ト見ルベシ
 彼曰ク 本天票一元ノ相場カ日本金一兩以上トシテ同意
 スルベシ
 我々 即カ元千兩ナリ

備前、此時相率千金に買下し洋館へ換算あり
使向、角の角、量取の直、協智の協、高、又、六、茶
業、貴、為、裁、向、素、の、得、を、財、存、得、を、先、丁、明、日、計
議、中、是、班、半、肉、題、の、議、決、を、し
我、等、議、

備前

一、本日會議、結果、欲、は、夜、抄、の、本、社、へ、電

昨日、海、朝、令、(會、金、免、除、對、價、二、万、円、支、出、原、價、庫
平、一、兩、) 二、基、上、會、金、免、除、二、万、円、支、出、一、車、ヲ

主張、と、し、て、到底、同意、を、得、ん、見、込、ま、し、就、チ、ハ
(1) 會、金、ヲ、賣、り、課、也、と、い、ふ、コ、ト、ト、ス、ル、カ、(2) 對、價、五
萬、円、ヲ、支、出、ス、ル、代、ハ、リ、ニ、出、資、地、十、噸、迄、原、價
庫、平、一、兩、四、十、噸、以、上、會、一、円、ト、ス、ル、カ、何、レ、カ、一
ヲ、執、ル、ハ、取、違、え、入、心、ト、思、フ、本、社、ノ、意、見、陳
知、と、ス、ル、

二、右、ノ、返、電

第二、案、即、チ、五、万、円、ヲ、支、出、ス、ル、代、ハ、リ、二、四、千
噸、迄、ハ、原、價、庫、平、一、兩、四、十、噸、以、上、會、一、円
ノ、下、ニ、支、張、セ、ル、レ、ヌ、シ

撫綏西炭坑細則ニ關スル第十七回會議録

(八月十八日全委員出席)

救済金問題續キ

我曰ク 御約束通り本日^日是れ救済金指問題ヲ決定シタル

彼曰ク 然り是れ御決定ノ願ヒシ

我曰ク 昨日^日貴業ニ對シ同意ヲ請フ^ク直ニ總裁^ハ電報セシニ詮議ノ結果止ラ得
ズ貴業ノ五萬圓ヲ支出シ坑口原價ヲ四千圓^ハ銀一兩以上奉天票一元トスル
コトニ同意^ス旨返答アリタル速ニ決定セラシタル

彼曰ク 貴業四千圓以上^ハ奉天票一元トスルコトハ兼認セザル者ナリ蘇方主張ハ四
千圓以上^ハ金一兩トスル^ハ何等カ^ハ同達ニアラズヤト思フ

我曰ク 同達ニ^ハ三千圓限界^ハ今^ハ下銀一兩以上^ハ奉天票一元^ハヲ三千
圓以上^ハ金一兩トスル^ハ南滿洲鐵道株式會社

四十二年十一月二十日記録

五百圓限界トシ更ニ四千圓限界即チ貴方ノ主張通りヲ容レタルナリ

彼曰ク 幣説ハモリ^ク五千圓限界^ハ今^ハ下銀一兩以上^ハ金一兩^ハナリシテ

最後^ハ豫歩トシテ四千圓限界^ハ今^ハ下銀一兩以上^ハ金一兩^ハヲ提出セザリソハ

昨日モ詳述シタル者ナリ

我曰ク 或ハ御提案アリシヤモ知ラズトモ^ハ本社ヲ^ハ只今^ハ速アルガ如キ指令アリシバ

直ニ同意決定セラシタル

彼曰ク 貴業奉天票一元^ハ之ヲ庫平銀ニ換算スル時ハ僅ニ六錢(銀一)四外ニ當

リ一兩ト^ハ差ハ頗ル^ク多額ナリ到底同意スル能ハズ^ハ金一兩^ハ說ハ差額恰カモ^ハ兩者ノ折中

ナリ昨日^日既ニ總督ノ同意ヲモ得^ル名^ハ直ニ決定^ス便モ^ハ是れ^ハ同意セラシタル

我曰ク 貴業總督同意セラル^ルモ^ハ全社^ハ兼認セザルナリ

又曰ク 昨日蘇方提案ニ付キ貴業總督ト御協議セラシタル結果如何

彼曰ク 昨日結督ト会見際傍人アリ議坑口原價ノ事ト及ブマ果ハソハ賣價ニ依
ルベキモノナラズヤト説ヲ出シタル為メ結督ノ決意一而説ヲ動カスニ層ノ困難ヲ感
タルモ種々苦心説のヲ漸ク四千屯限界説ニ於テ全數以上ヲ金一円トスルニ同意
ヲ與ハラレタリ

我曰ク 一体貴總督ハ本件ニ關スル詳細ヲ承知シ居ラレバ否貴説如ク結督カ
輕々傍人ノ言ニ耳ヲ傾ケラレヨウ歟スルニ頗ル疑ハレキモノアリ

彼曰ク 詳知シ居ラレバ、サレバコト四千屯限界説ニ於テ全數以上ヲ金一円トスルニ
同意ヲ與ハラレタルナリ、又傍人ノ賣價説アリタルガ爲メ一而説ノ決意ヲ動カス所
常ニ困難セルト云フマデナリ

我曰ク 此ノ如キハ即チ傍人ノ言ニ耳ヲ傾ケルニテ詳細ナル事實ヲ承知セラレサル
カ故ナリ

南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 否詳細承知シ居ラレナリ

我曰ク 要スルニ過被米價ノ騰進セルカ如ク々々實際ノ數字ニ依リ算出セル案ヲ
結督ニ於テ各レシヤル等ナレ故テ望ム所ハ貴西委員ガ正確ニ我等ノ主張ヲ十
分考慮シ同意セラレタキコトナリ

備考 此時清國委員ハ數字ノ計算ヲセリ

彼曰ク 我等ノ計算ニ依レハ韓説五千屯限界案ヲ四千屯限界トセバ其差
額一二年二万円ニ達シ非常ノ差ナリ

我曰ク トモカク昨日合議ノ結果本社總裁指令ヲ請ヒタル貴案ニ於テ

一 坑口原價二兩ヲ動カサシテ釐指報効五萬圓ヲ四萬圓トスルコト

ニ 釐指報効五萬圓ヲ支出シ坑口原價ニ於テ四千屯ヲ限界トシ全數以下ヲ銀

二兩、全數以上ヲ金一円トスルコト

弊業ニ於テ

一 釐捐報効五箇月ヲ支出シ坑口原價ニ於テ四千屯ヲ限界トシ全數以下ヲ
銀一兩全數以上ヲ奉天票一兩トスルコト

二 釐捐報効五箇月支出額全額トシ坑口原價ニ於テ三千屯ヲ限界トシ全數
以下銀一兩全數以上全一兩トスルコト

ノ四葉ニテ右ニ対スル返電ニ弊業第一ヲ以テ主張ヲ貫徹シ全時ニ貴業
ハ都テ正確ナル數字ヲ基礎トシタルモノニアラズレバ史考ハ實際ノ數字ニ依リ
十分説明ヲ與ヘヨトアリ此如キニテ弊業四千屯限界説(全數以下銀一兩全數
以上奉天票一元)ハ漸ク本社ノ同意ヲ得タルモノナラズ是れ皆賛同者未セラレタリ
尚ホ數字ノ説明ハ従来屢々繰リ返シタル所ナレバ今日更ニテ説明スルニモ
ル可シ

南滿洲鐵道株式會社

彼曰ク 貴説拜義キテ數字説明トハ坑口原價が従来奉天票一元ニ依下スル
キコトニ就テナルヤ

彼曰ク 然リ尚ホ釐捐報効五箇月ノ支出ハ今日ノ狀況ニ於テ頗ル過重ナル
負擔ナルハ史考モ合セテ説明スベトキコトナラト思ヒタス電報ナルハ詳ナク

彼曰ク 四千屯限界説ニ於テ全數以下銀一兩トセルハ貴方ニ於テ過重ノ負擔
トセルハナラムモ將來大山東師西坑設備成ルノ時ハ四千屯以上ノ出炭容易

ナリト屢々論述セラレタル所ナリ然ラハ過重トセルハ一兩トセルノ負擔ハ僅
少ノ年月ニ過キス邊トモコトニ由リテ原價金一兩ノ率ニ依ルコトナリ

以テ五十年一百年ニ及ブ貴方ノ利得大ナリト謂フベキナリ
我曰ク 貴説ノ如ク大山東師西坑ノ設備十萬四千屯ノ出炭ハ確實ナラムモ
一面販賣上ノ關係ヲ考ルル時ハ大ニ疑ハレキモノアルナリ

若し坑口賃價に於て貴説に應じたるは、控指報効五箇月ヲ出資四十元以上ニ達
スルニ至リて減少せざるや蓋し現時利益は過剰を以て見ゆる如く一季の間百分
一乃至四ニ過ぎスレテ五箇月支出頗る甚痛ナルナリ

彼曰く 都て事業の興業費に際して利益ヲ見ルヲ當然トス然もモ極
限坑口自下始業に於て尙且つ百分二乃至四ノ利益ヲ將來ノ收事利知ル
キナリ

秋曰く 今日トテ興業費の別金ヲ支出セザル將來依り利益激増スルガ如キト
ナルベキナリ

彼曰く 吾將來ノ收益は百分二百ニ至ルベシ

秋曰く 合社の炭坑トシテノ利益少キモ運炭ニ伴フ鉄道收益アルヲ以テ積
債ト得ルナリ

南滿洲鐵道株式會社

彼曰く 御尤ナリ

又曰く 貴業控指報効五箇月依減況に種々複雑ナル手數アルに同意
ナリ矢張四十七限界説に於て蘇方ノ主張(今數以上金一円トスル)ニ同
意決定セラレシ

秋曰く 本問題ニ關シテ多數ノ時日ヲ費シテ強トシテ強議ヲ盡シテ今ニ至
ル弊説ニ同意ヲ得アルハ頗る遺憾ナリ

彼曰く 奉天票一ニ説ハ昨日未録リ也レ削除ヲ願ヘルナリ是れ金一円トシテ
決定セラレシ

秋曰く (領事) 然らば金一円説ヲ否レシテ四十限界トシテ如何、ニ折中説トシ
テ自分ヲ滿鉄合社ノ協議ト見ルナリ

彼曰く 三十限界票昨日既ニ不同意ト旨表示セルナリ

我日ノ領事 昨日提議三千屯限界案ハ單ニ滿録ニ開キ合ヒルハト
コトニテ定案ニテアリシナリ今弊況ト四千屯限界案(全數以上ヲ奉天第一
元トスル)トヲ對比スニ將來ニ於テ貴國ノ收入ハ多ク君類アリ若シ
多額ノ收入ヲ欲セバトナハル弊況ハ否定セラルモ可ナリ

各々(陸口) 自今飽クテ本江ノ王張四千屯限界案(全數以下奉天第一
元トスル)ヲ貫徹セルトハ領事ノ三千屯限界案ニハ不賛成ナリ

彼日ノ三千屯案ハ貴國社ハ直ニ同意セラルベキモ我日ハ賛成能ハサルナリ
我日ノ(領事) 本案件ニ関レテ未履ノ折中況ヲ提議スルモ雷テ一度モ妥
シラレタルコトナシ今尙ハ是派自今ノ額ヲ支テラレタシ

又日ノ(陸口) 領事ノ案ハ領事ヲ直接合社ニ提議セラルコトナラハモ他
ノ許可ヲ得テ始メテ決定スルモナルコトヲ衆知レ且カレラレ而テ自今ノ依然

南滿洲鐵道株式會社

亦社ノ主張四千屯限界況(全數以下奉天第一元)ヲ貫徹セルトハ是派同
意セラレタシ

彼日ノ 四千屯限界況ニ於テ奉天第一元ニ同意出来ザル昨ヨリ未提議ナレ
領事案ニ於テハ總領事ノ好意ハナルトナカラ三千屯限界況ニ同意出来ザル
コトモ亦昨況ナレ

秋口(陸口) 昨日提議ノ定案ニテハ本社ニ開合スベシト云ヘルマデナレモ
本社承認セザラシテ而テ坑口奉價金一円ト奉天第一元トノ百分五税率ニ
於ケル定額ハ毎屯金一錢ニシテ一日出炭一万吨トスル時ハ一年三百六千円
十一年三千六百圓ノ多額ニ上ルナリ

彼日ノ 五千屯ノ出炭スラ困難ナリト秘言セラルニ三千屯ノ出炭ハ豫想
出来ズ

我曰ク 然レバ五十屯ヲ限界トシ以下ヲ報二兩トシ以上ヲ小運スルヲ同意セラ
ルヤ

彼曰ク 貴院ハ昨日既ニ不同意ト表示ヤリ

又曰ク 四十屯限界案ヲ確定シモトシ金ヲ採リ奉天票ヲ捨ツルヲセ
ラレタレ

我曰ク 將來予量ノ出費ヲ豫想シ決定スルモヤレ奉天票ハ是ガ所ニモ捨ツ
ル能ク

彼曰ク 是非奉天票既ヲ捨テラレタレ

我曰ク(領事) 最早協議ノ餘地ナシ四十屯限界案(全数以上奉天票一元)又
ハ三十屯限界案(領事案ニシテ全数以上金四)何レニカ決定セラレタレ

彼曰ク 四十屯限界案ハ奉天票ヲ除去セザレバ到底同意シ能ハス

南滿洲鐵道株式會社

三十屯限界案ニ於テ領事ノ御配慮ハ感激ノ至リナレ昨且既ニ總督
ノ不同意ヲ稱ハレタルモナレバ再ヒ同意ヲ迫ルニ忍ビズ而シテ全案三十屯
ハ一步モ動カス可ラザルモノナレヤ否或分ナリトモ動カス餘地アル更ニ總
督ト協議シ見タト欲ス

我曰ク(領事) 元來本案ハ奉天票既ニ於ケル三十五屯案ヲ四十屯案ニ
遷步セル滿鐵會社ヲ更ニ讓ラシムヘク所謂「控」トシ現ニ阪口委員
ヲ同意セザルモノチ自今一週ノ考トシ貴方ノ同意ヲ得ルナレバ進テ滿鐵會
社ヲ讓クヘキ決心ヲ以テ提議シタルモノナレ此ノ掛引ヲ言マズ徑テ新
テ動カス可カニナルモノナリ、若シ本案ニシテ總督ニ同意ヲ得ラレバ可
然レバ控會全ニ閉スルニ御議ハ全案中止トシ

備考 然ス

又曰(限口) 領事三千屯案前通ノ通ノ領事案認ヲ得ル上確定スルモ
ト案知セラレタレ

彼曰 三千屯限界案ニ於テ領事ノ御配慮ノ感激ノ至リルモ昨日領事
ト懐議ノ事情モナリ同意シ能ハス

奉天案認ヲ放棄セザル四千屯限界案不可ナリ

次ニ限口委員ハ奉天案認ヲ放棄スルヲ餘程苦痛トセラル、故ニ代
償トシテ既ニ大儀歩ヲナセル誓指報効ニ於テ今更ニ限口委員ノ
所請奉天案五案トシ今時ニ四千屯限界案ニ於テ今更ニ限口委員
シレタレ

尤モ本業ハ自分(支隊司)一團ノ考ナルモ御同意ヲ得ハ是非總督賛
同ヲ請フベシ

南滿洲鐵道株式會社

備考 此時数字ノ計算アリ

御同意ナシヤ如何

我曰 貴總督ハ同意セラルヤ

彼曰 先テ貴委員ノ賛否ヲ案知シ然レ後總督ノ同意ヲ得ルモ難カ
ス

我曰 同意ス

彼曰 然ラハ一應總督ニ同シル上決定スレ尙同時ニ貴院三千屯限界
案ニ就テモ懐議スベシ

我曰(領事) 三千屯限界案ハ委員中不同意ノ者スラアリ且ツ總裁ノ
案認ヲ經ル必要モアレバ之ヲ放棄シ貴案ニ決定セラレタレ

備考 此時数字ノ計算アリ

彼曰 本案ハ白今一個ノ委員トシテ本問題ノ速ニ解決ヲ望ムル事ヲ
提議スルベシトシテ一應監督ニ提議ノ必要アリ今付ニ三千屯
限界案モ
慎重スルベシヲ保留セラレシ

我曰 三千屯限界案ハ既述ノ通り總裁ノ承認ヲ得ル必要アルハ勿論
為メニ本社ノ出頭スル等ノ場合ヲ生ジ決定ニ多少ノ時日ヲ要スベシ

彼曰 上モカク弊方ニ於テハ直ニ監督ト提議シニ案ノ内何レカニ決定ス
ハレモ方モ亦三千屯限界案ニワキ番取ヲ以テ貴總裁ノ承認ヲ得置カレシ

我曰 弊方ハ貴案ニ決定スベシ
彼曰 然リ監督ノ同意ヲ得ハ直ニ決スベキモ監督ニシテ若シ貴院三千
屯限界案ニ同意セラルニ於テハ今付ニ決定シ差支キ様貴總裁ノ承認
ヲ得置カレシ

南滿洲鐵道株式會社

我曰 (領事) 貴案ハ兩國委員ノ同意セル所ナレバ直ニ成立スベシ之ニ及
シ三千屯限界案ハ領事一個ノ意見ニシテ總裁ノ承認ヲ得ル必要アルハ勿
論委員中ニモ不同意ノモノアリ今付ニ改テ自然困難ナルトテ承認置カレシ
彼曰 弊案亦同様ナリ上モカクニ案中ノ何レトスルモ昨日並ニ決定出来
得ル様雨汁ニ置カレシ

我曰 (領事) 困難ニ感スルハ本日會議結果ハ直ニ改口委員ヲ滿洲
社ニ報告セシメテ弊案以上ノ妙案タル貴院アルコトヲ知ルニ於テハ所
謂「提案スル弊案」耳ヲ傾ケシガレト思フナリ、カク謂ハトテ必ス
責任ヲ免カレカガ如キコトハナク既ニ自分提議シタルモノナレバ斷テ成立セ
レトベキモ前述ノ通り多少ノ時日ヲ要スルコトハ豫メ貴院知シ置カレシ

彼曰 大抵我日位ヲ要スルヤ

我曰 一日位アノ可ナムト思フ

彼曰 (文彦司) 拜承テ自分ノ總督カ可成的弊案ニ賛セルハ極進言ス
ハキモ是レ貴案ニ賛同セルニ於テハ是レ直ニ成立スキ極進言ナリ
カレタレ

次回ハ釐指問題ニ關シテ本ニ案外ニ言及セラルトニ歎ヒタレ

又曰 祁委員ハ弊案ニ不同意ナリ

我曰 總督ニ御快向ノ際ハ貴案ハ委員一同賛同スル所ナル旨言
セラレタレ

彼曰 トモカク本問題ニ關シテ次回ハ此ニ案以外ニ言及セラルトニ
我曰 議 總督ト御快向ノ時ニテハ限界案ハ委員中ニテ互
對アリ殊ニ銘裁ノ兼認ヲ得ル等手教ヲクテ日子ヲ早スル旨言

南滿洲鐵道株式會社

セラレタレ

彼曰 弊案ニ祁委員不同意ナル旨言

我曰 然ラハ本問題ハ昨日更ニ決定スルトスヘレ

彼曰 諾

鑛區問題

我曰 鑛區問題ニ進行スベキヤ

彼曰 可ナリ

我曰 本問題ニ就テハ既ニ其主張ヲ詳細論述シ他ニ議スベキ貴
委員カ速ニ同意決定セラレムト望ム

彼曰 弊方亦主張ヲ偏儀ニ盡ク唯々意見ハ一致ヲ欲ク其ニ就

キ連ニ限是シテ他ニ許意見ナキヤ

我々ノ意見ナシ、税金問題等ニ就テコソハ種々折中説等出シテ
確定ニ不動ノ鑛区ニ就テハ支等ノ金他ナキナリ

彼曰ク 先ガ撫順炭坑鑛区ヲ議セムニ貴院撫順炭坑鑛区ハ其
南北西界ヲ就テハ別ニ異議ナキモ至リノ境界ニ就テハ御提出ノ御提何モ
名完全ニシテ同意スル能ク韓方ハ依然西ハ古嶺子河ヲ以テ界トシ東
ハ万連屋ヲ以テ限ラムトス

備考 清國委員ハ此時因面ヲ出シテ考定セルモノトシ

我曰ク 撫順炭坑鑛区ニ就テハ一方御提ヲ奉ケテ論説トシ盡ク此ノ確
不動ノモノヲ溥然切斷セラレトスルハ到底不可ナリ蓋シ確實ニ
由ニ依リ論議セシメ、其於テハ一應認許ニ同意スルヲ以テ貴院ノ御提

南滿洲鐵道株式會社

然タル儀ニハ一切應允能ク、而シテ撫順炭坑鑛区ニ就テハ我等ハ委
一才モ讓ル能ハサルヲ豫メ斷言ス

彼曰ク 一歩才モ讓ル能ハズト、貴院ハ貴委員ノ立場ヲサレトカ
ラ御提出ノ御提ハ何レモ薄弱ニテ我等ノ答ル能ハサルナリ

我曰ク 貴院ハ全然前議ノ五覆ナリ他ニ撫順鑛区ハ韓院ニ同意スル
キモ烟台鑛区ニ於テ折中スル等々會議ノ進行的効果ナキヤ

彼曰ク 我等ハ鑛区問題ニ於テ撫順ト烟台ト一格ニ議スルヲ欲セズ
烟台炭坑鑛区ニ就テハ露國トノ關係モ比較的明ナルハ惟是容
易ナリ

然ルニ撫順炭坑鑛区ニ就テハ貴院ノ東、東沙河ニ至ルト、福ハ其理由
頗ル薄弱ニテ到底同意スル能ハサルナリ、之ニ及シ韓方ハ万連屋境



界説の既述上養文の撫順界千山台地方ト云々依ルモノニテ頼ル徳
ノ主張ナラド信ス

我曰ク 貴説ハ依然前議ノ反覆ナリ

彼曰ク 西者ノ主張一致スルハ及可憐セザルモ可ナリ

我曰ク 前年陶大均氏ニ提出セル地圖ニ就キ今冬御同合々ノ答ナリシカ
如何ナリシヤ

又曰ク 當時陶氏ガ今地圖ニ就キ兼認ラザルハ居ラレタルハ前述ノ通りナリ

彼曰ク 陶氏ノ撫順鑛区問題ノ解決ヲ待タズレテ不幸仕地ニ於テ政人トナ
レリ

我曰ク 陶氏ハ本案件ニ關スル書類ヲ携帶シ行カルハ管ナリト思フ

彼曰ク 然レドモ貴方ニハナレ

南滿洲鐵道株式會社

我曰ク 貴方ノ主張ニ不便ナル為メ無シト云ハルニアラサヤ

又曰ク 撫順炭坑鑛区ニ就テハ貴説上養文ニ撫順界トアルハ南滿州撫
順界ト云ルモ當時撫順炭坑鑛区ハ實際ニ於テ明ナリシモノニアラス故

ニ上養文ニ撫順界トセルハ當然ノ事ナリ然レ其後露國ノ手ニ歸シ先
年台以東ニ試鑛ヲ施シタル結果始メテ之ヲ確定セルモノナリ而シテ弊

方ノ提出セル露國側ノ證據ハ貴委員ノ兼認スル所トナラザルモ貴國
側ニ於ケル證據ハ之ヲ得ルニ難シ

トモカク確定不勅ノ鑛区ニ就テハ再ヒ論議スルヲ止メ速ニ同意決定
セラレタレ

彼曰ク 然レドモ證據ト理由ナキコトハ兼認スル能ハズ弊説万運存ヲ

境界トスルニ於テハ上養文ノ所謂撫順界由ルル義ニ的中セルノ



之ヲ去年ノ滿洲快約ニモ撫順炭坑トアルニテアラスヤ

我曰ク日本ノ撫順炭坑採掘權ハ上奏文ニ依リテ得タルニアラスヤ
勝ノ結果露國ヲ得タルモ之レハ露國ノ鑛正トシテ取扱ヘル處ヲ我モ
亦鑛正トシテ主張ス即チ露國ノ既得權ヲ継承スルマデナリ其也之公
漸業知置カレタレ

彼曰ク假ニ貴説ノ如クストスルモ露國例ノ採掘書類ニハ貴説ノ如キ境
界区劃ノ字義ナキニアラズヤノミナラス貴國ノ新聞、雜誌等ニテハ
金寨、楊柏堡、老庫台ヲ撫順炭坑トセルモアルモ万連屋、以東、沈神
坎、打營咀子等ヲ以テ撫順炭坑鑛正トセルモ一モナレ在テ外人共
妙如キハ豫想カモセザル所ナレハ

我曰ク露國例ノ書類ニハ延長三千露里及石炭分布区全訂添

南滿洲鐵道株式會社

リ云トアルハナク貴國公文ニモ河平一帯煤礦所有等ノ字義アリテ
地表上何處ヲ何處ニ至ト四至ヲ記載セザルモ事實ハ老庫台全
部ヲ指ス一與疑ナキヤ

又曰ク貴説露國新聞雜誌ニ所載ノ記事ハ一モ老庫台、楊柏堡以
外ニ及分トノナレモ之等ハ單ニ地方見物若カ規正ノ營業場ヲ看
テ之ヲ新聞雜誌等ニ登載セルニ過キスル鑛正分割主張ノ採掘
トシテ此ノ價值ナキヤ若シカ向ノ雜誌等ニテ鑛正ヲ記セルモ必要
ナク其也之供ス可シ

彼曰ク露國ノ戰勝ノ結果得タルモノナレバニ就テハ露國所
有ニ屬スルモノハ無論戰利品ナルキモ中立國タル清國ノ所有品貴
國ノ有テラザルナリ

我曰、貴説ニ就テハ、通般王兼克ニ因テ、滿議ノ際、國際法ノ原則ヨリ
之ヲ詳説セシ管ナリ、或程一時者、國人王兼克及露國極東森林會社
ノ經營セシモノナラハ、カナルモ、戰役當時ノ露國ハ、之ヲ軍用ニ供シ、任意
賣出クテ禁止ス、等一切他ノ作業ヲ許セリシナリ、而シテ露國ハ、ポー
マ条約ニ依リテ之ヲ我ニ譲リ、貴國亦之ヲ承認セシナリ、サレバ、貴國人五ノ露
國森林會社ニテ、賠償ヲ求ムルハ、必要アリ、其責任者タル貴國及露
國ニ向テテ、之ヲ我等ノ國知ル所ニテ、ナルナリ

彼曰、我等ノ主張ハ、貴國ガ露國ヨリノ公文ニ依リ、鐵道ニ全作ヲ獲
ラレタル如キモ、其中ニ多ク、清國人ヲ加フルハ、彼等ニ対スルモノ、當然條
外セラルベシト云フナリ

我曰、貴説ハ、昨年九月四日、滿洲條約ニ於ケル日本政府ノ所有

南滿洲鐵道株式會社

タルニトテ、吾等認ムルモノナリ、細則規定ニ當リテハ、全然問題外ニシテ、此ノ如
キハ、將ニ公使、大使等ノ當局ニ於テ、議スベキモノナリ

彼曰、滿洲條約其他ニ就テ、之タスルニ、アズ、貴國カ、之ヲ露國例ノ正
據ニ依リ、清國例ノ書類ヲ輕視セラルヨリ、カクハ、滿議セルナリ

我曰、我等亦一、露國例ノ正據ニ依リ、ルニ、アズ、貴國例モ、
比較的容易ニ手ニ入ルヲ以テナリ、且、ポーマ条約ニ依リ、露國

ヲ獲得シ、更ニ北京條約ニ於テ、貴國ノ承認ヲ得タル、我ガ撫順、老官
其、源泉タル露國ノ文書ニ、重キヲ置カサルヨリ、ナルナリ

サレバ、貴國ノ如ク、露國ノ文書ハ、正據トシテ、モ、効ナシト謂ハル、ニ於テ、全
ク、滿議ノ事、他ナキナリ

彼曰、露國例ノ文書ト、虽モ、字句ニ、違キ、レテ、清國政府ノ承認

ルモノアラザハ清國ヲ制スル能クセハコフ滿洲協約第三條ニ明カニ西
國委員之ヲ愼定スベトセルナリ然ルニ貴院ノ如ク當初ヨリ一寸一歩モ
ニ讓ル能ハストアリハ全然愼定ノ主ビニ及スルナリ一寸一歩モ讓ル能ハ
ストノ義ハ降去セラレタレ

我曰ク 露國ノ書類ハ清國政府ノ承認ヲ得タルモノニテアラザレハ
理由一モアレナリ世本協約ニ於テ本協約ニ於テ本協約ニ於テ本協約ニ於テ
継業セルナリ而シテ支那ノ書類中ヨリ提供セシ證據ニシテ無効ナリトハ
更ニ受取り難ク本協約ニ於テ支那ノ書類ニ依リ相互協定スベキモ
ナリ貴院ノ如キハ全ク其主旨ニ及ス

彼曰ク 露國ノ利益ニ害セラレタルモノニテ日本政府カ獲得セラレタルモノ
都テ清國政府ノ承認ヲ得タルモノナリ

南滿洲鐵道株式會社

又曰ク 貴委員ハ短管ノ字義ヲ如何ニ解セラルヤ知ラザレドモ我等ノ
所謂短管トハ字義ノ上ニテ之ヲ定メ實際ニ依ラザル可ナルナリ而シテ撫順
山坑鑛區ニ就テノ書類上何々一帶何露國ノ分布區域全部等ノ字
義ハナラズモハ事實ノ短管ニテナルト目睛セラルカ如シ

我曰ク 不思議ノ論ナリ甚多假ニ百坪ノ地ヲ買ヒ求メ由一坪ノ外種
作セザレバ他ノ九十九坪ハ其ノ所有ニアラズトセラルヤ

露國カ撫順炭坑ヲ短管スル單ニ坑道掘鑿ノモノヲ以テロズレリ而シ
テ之ヲ短管ニアラスト稱スルヲ得ルヤ

彼曰ク 漸クナリ然レトモ露國ノ撫順炭坑ニ於ケル事實ハ決シテ貴
院ノ百坪ヲ買ヒ求メ居ラザリシナリ

我曰ク 我方ハ露國短管當時ノ正確ナル材料ニ依リ調製タル地

因ニ依リ説明シ前任商氏モ承認ヲ與ヘラレルニアラズヤ他ニ之ヲ破ル
ハキ確トナル証據アルニアラザレハ一歩モ譲ル能ハス

彼曰ク 露國ノ撫順炭坑ニ於ケルハ先刻ノ假説ニ於テ未タ百坪ノ
決定ヲ見ズニテソノ一坪ヲ耕作セルカ如キナリ

我曰ク 又西側ノ論議ハ際限ナレバ日ヲ烟台炭坑鑛區ニ移リ
タレ

彼曰ク 引續キ撫順炭坑鑛區ヲ決定シタレ

我曰ク 撫順炭坑鑛區ニ就テハ最早ノ論議ノ餘地ナキナリ
彼曰ク 撫順炭坑鑛區決定ノ上烟台炭坑鑛區ニ移リタレ

備考

南滿洲鐵道株式會社

一 昨日日本社田電ニ基ツキ釐金ハ必ス免除セラルル 報旨ヲ
以テ本日ハ秋委員間ニ豫シメ申合ヲ為シ人ハ殊更ニ釐金
奉天票一元視ヲ固執シ他ハ態ト仲裁俾ルヲ執リ雙又開
的主張ヲ試シタリ

二 本日合議ノ結果ニ付テハ如ク本社ハ元々
本日ハ合議ニテ釐金免除ノ對價ニ五萬圓支出ノ代ハリ坑口
常價三千屯以下庫平一面以上金一円トスルニ略決定ヲ委
細文

三 文涉使ノ最後ノ主張出炭四千屯迄 奉天票五元トス
ル説ハ輕率ノ至極ニ出テ大ニ悔悟ノ状アリ明日ノ合議ニ於
テ總督ノ同意ヲ得サルヲ口實トシテ之ヲ取消スナラン